

第8回理事会日程

令和7年3月5日

[事前送付]

◎報告事項

1. 会議日誌について（資料1）
2. 第3回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会 理容師・美容師専門委員会について（資料2）
3. 「新春の宴」の決算報告について（資料3）
4. 全理連特別講師の再任について（資料4）
5. 全理連専門講師の再任について（資料5）
6. 令和6年度共済加入促進運動の結果報告について（資料6）
7. 関係団体の各種会議について（資料7）

◎協議事項

1. 令和7年度事業計画・執行細目について（資料8）
2. 生活衛生関係営業物価高騰等対応支援事業（令和6年度補正予算）について（資料9）
3. 「全理連よりの物価高騰対策助成金」について（資料10）
4. 全理連中央講師資格認定委員会の結果報告について
(1) 全理連中央講師の任期更新および名誉講師の認定結果について（資料11）
5. 全理連ナショナルチームの編成について（資料12）
6. OMC国際審査委員会議への参加について（資料13）
7. 2025パリ世界大会ジュニア部門の出場選手の募集について（資料14）
8. 2025パリ世界大会個人戦部門の出場選手の募集について（資料15）
9. 「波と蒼空のコンチェルト」ヘアスタイル写真選考結果について（資料16 当日配布）
10. 令和7年度共済加入促進運動の実施について（資料17）

資料1

会 議 日 誌

令和7年1月8日～2月25日

7. 1/8 第9回正副理事長打合会

◎打合せ事項

1. 会議日誌について ----- 了承
2. オンライン予約システム「ヘアなび」の運用について ----- 了承
3. 生活衛生関係営業物価高騰等対応支援事業（令和6年度補正予算）について ----- 了承
4. 令和7年秋の黄綬褒章候補者の推薦について ----- 了承
5. 令和7年卓越技能者表彰候補者の推薦について ----- 了承
6. ヘアワールド・ジャパンカップ2025開催に係るOMCからの連絡と対応について) 了承
7. 「ヘアワールド・ジャパンカップ2025」大会名称の変更について ----- 了承
8. ○○○○○○2025第4部門競技種目のヘアスタイル募集について ----- 了承
9. ○○○○○○2025（第77回全国理容競技大会）（於：兵庫県）要項について ----- 了承
10. 教育制度委員会からの報告について ----- 了承
- (1) ○○○○○○2026(第78回全国理容競技大会)(於・鹿児島県)の競技種目について -- 了承
- (2) 全理連中央講師に関する規程について ----- 了承
11. 大会特集号の作成について ----- 了承
12. 2025年地球温暖化防止対策「デコ活」事業の実施について ----- 了承
13. 関係団体の各種会議について ----- 了承
14. 学校法人全国理美容中央学園の理事・監事・評議員人事について ----- 了承
15. 第6回常務理事会(1/9)並びに第7回理事会(1/17)の協議日程について ----- 了承

7. 1/9 第6回常務理事会

[事前送付]

◎報告事項

1. 会議日誌について ----- 了承
2. 第62回技能五輪全国大会「理容」職種の成績結果について ----- 了承
3. 令和6年能登半島地震に伴う災害による被害状況報告について（追加） ----- 了承
4. 令和6年奥能登豪雨に伴う災害による被害状況報告について ----- 了承
5. 全理連特別講師の委嘱について ----- 了承

◎協議事項

1. 令和7年度事業計画(案)について ----- 了承
2. 令和7年度収支予算(案)について ----- 了承
3. 令和7年度借入金最高限度額について ----- 了承
4. 第192臨時総会・評議員会の運営について ----- 了承

[当日配布]

◎報告事項

1. 関係団体の各種会議について ----- 了承
- ◎協議事項
1. オンライン予約システム「ヘアなび」の運用について ----- 了承
2. 生活衛生関係営業物価高騰等対応支援事業（令和6年度補正予算）について ----- 了承
3. ヘアワールド・ジャパンカップ2025開催に係るOMCからの連絡と対応について - 了承
4. 「ヘアワールド・ジャパンカップ2025」大会名称の変更について ----- 了承
5. 2025 第4部門競技種目のヘアスタイル募集について ----- 了承
6. 2025（第77回全国理容競技大会）（於：兵庫県）要項について ----- 了承
7. 教育制度委員会からの報告について
- (1) 2026（第78回全国理容競技大会）（於：鹿児島県）の競技種目について ----- 了承
- (2) 全理連中央講師に関する規程について ----- 了承
8. 2025年地球温暖化防止対策「デコ活」事業の実施について ----- 了承
9. 学校法人 全国理美容中央学園の理事・監事・評議員人事について ----- 了承
10. 嘱託職員（本田総務組織課課員・八巻総務組織課課員・古高教育広報課課員・大橋事業共済課課員・宮間事業共済課課員）の再雇用について ----- 了承
11. 第7回理事会（1/17）の協議日程について ----- 了承
7. 1/17 第7回理事会
- ◎報告事項
1. 会議日誌について ----- 了承
2. 第62回技能五輪全国大会「理容」職種の成績結果について ----- 了承
3. 令和6年能登半島地震に伴う災害による被害状況報告について ----- 了承
4. 令和6年奥能登豪雨に伴う災害による被害状況報告について ----- 了承
5. 全理連特別講師の委嘱について ----- 了承
6. 関係団体の各種会議について ----- 了承
- ◎協議事項
1. 令和7年度事業計画（案）について ----- 了承
2. 令和7年度収支予算（案）について ----- 了承
3. 令和7年度借入金最高限度額について ----- 了承
4. 「物価高騰対策助成金」について（案） ----- 了承
5. オンライン予約システム「ヘアなび」の運用について ----- 了承
6. 生活衛生関係営業物価高騰等対応支援事業（令和6年度補正予算）について ----- 了承
7. 第192臨時総会・評議員会の運営について ----- 了承
8. ヘアワールド・ジャパンカップ2025開催に係るOMCからの連絡と対応について - 了承
9. HAIRSTYLIST CHAMPIONSHIP・ジャパンカップ2025 第4部門競技種目のヘアスタイル募集について ----- 了承
10. HAIRSTYLIST CHAMPIONSHIP・ジャパンカップ2025（第77回全国理容競技大会）（於：兵庫県）要項について ----- 了承

11. 教育制度委員会からの報告について

- (1) HAIRSTYLIST CHAMPIONSHIP・ジャパンカップ2026（第78回全国理容競技大会）（於・鹿児島県）の競技種目について ----- 了承
- (2) 全理連中央講師に関する規程について ----- 了承
12. 2025年地球温暖化防止対策「デコ活」事業の実施について ----- 了承
13. 学校法人 全国理美容中央学園の理事・監事・評議員人事について ----- 了承
14. 嘱託職員（本田総務組織課課員・八巻総務組織課課員・古高教育広報課課員・大橋事業共済課課員・宮間事業共済課課員）の再雇用について ----- 了承

<連合会関係団体>

=全国理容政治連盟中央会=

7. 1/8 第1回正副会長・幹事長打合会

7. 1/9 第1回常任執行委員会

7. 1/17 第1回執行委員会、第64通常総会

=特定非営利活動法人全国理美容NPO法人=

7. 1/8 第1回正副理事長打合会

7. 1/9 第1回理事会

=公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター=

7. 2/17 第3回理事会

資料2

2024-12-25 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会第3回理容師・美容師専門委員会

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 定刻となりましたので、ただいまより第3回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

また、本日の会議は、あらかじめ事務局より傍聴を希望された方を対象に音声の配信を行っております。そのため、御発言の際はマイクを近づけていただいた上でお名前を名乗って、できるだけ大きな声で御発言いただき、発言時はマイクを御使用いただき、発言されない際はマイクを切るよう御協力をお願いいたします。

傍聴される方におかれましては、開催案内の際に御連絡している「傍聴される皆様へのお願い」事項の遵守をお願いいたします。

続きまして、本日の出席状況について御報告いたします。

本日御出席いただいているのは、遠藤委員、谷本委員、内藤委員、芳賀委員長、藤田委員、藤原委員、増田委員、松野委員、宮崎委員の9名です。大森委員は遅れる旨、連絡をいただいております。また、増田委員におかれましてはオンラインで御出席いただいております。

委員総数10名中9名の委員の御出席をいただいておりますので、厚生科学審議会生活衛生適正化分科会運営細則第2条第6項の規定により、本日の会議が成立したことを御報告します。

また、厚生科学審議会生活衛生適正化分科会運営細則第2条第6項の規定により、今回の審議の議題1「関係団体からの意見聴取②」に関する参考人としまして、国際理容美容専門学校の和田理事長、工藤校長、岩手理容美容専門学校の柴入理事長、勝又校長の4名に御出席いただいております。

なお、事務局の出席状況ですが、大坪局長が公務のため、途中からの出席とさせていただきます。

それでは、この後の進行につきましては芳賀委員長にお願いしたいと思います。

○芳賀委員長 皆様、こんにちは。年末のお忙しいときにお集まりいただき、ありがとうございます。本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、初めに事務局より資料の確認をお願いいたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 資料の確認をさせていただきます。

まず、お手元に議事次第、委員名簿、座席表の3つがございまして、議事次第に記載しております資料1から資料5、加えて参考資料1から参考資料6を配付しております。過不足等ございましたら、事務局にお申しつけください。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

資料はおそろいでしょうか。

それでは、次第に沿って議事を進めたいと思います。

議題1は、「関係団体からの意見聴取②」です。意見聴取の流れですが、まず事務局より関係団体からの意見聴取の趣旨、概要や第2回委員会までの主な論点（案）の整理等について御説明いただいた上で、委員からの質疑の時間を設けたいと思います。

その後で、本日参考人として御出席いただいております国際理容美容専門学校 of 工藤参考人、それから岩手理容美容専門学校の柴入参考人からそれぞれ15分程度で続けて資料の御説明をしていただきたいと思います。その後で、御説明いただいた内容に関して、再度まとめて委員から質疑をさせていただくといった流れで進めていきたいと思います。

それでは、まず事務局より資料1から資料3までの御説明をお願いします。

○健康・生活衛生局生活衛生課長補佐 それでは、事務局から資料に沿って御説明させていただきます。お手元に配付しております資料1を御覧ください。こちらは、第2回専門委員会の主な論点案の整理等についてでございます。

1ページ目を御覧ください。

第2回専門委員会で、事務局において「検討に当たっての主な論点（案）」の資料を御用意させていただき、委員の皆様にご議論いただく中で出た主な御意見について、2ページ目から4ページ目に論点ごとに御意見をまとめてございます。第2回の参考人ヒアリング時の質疑応答の際に出た御意見については、そのことが分かるように注釈をつけてございます。

また、5ページ目以降には、主な論点（案）の項目に関連する参考資料をまとめてございますので、本日御議論いただく中で適宜御参照いただきたいと思います。

資料1については以上でございます。

続きまして、資料2をお手元に御用意ください。こちらは、「理容業・美容業に関する関連データ」でございます。

1ページ目を御覧ください。

新規短大等卒就職者の産業別離職状況について、就職後1年目から3年目までの離職状況を厚生労働省における調査から引用したものでございます。第1回専門委員会において事務局から提示した資料で、表の下に令和3年3月卒の離職率を今回追加してございます。短大等を卒業した就職者のうち、生活関連サービス業、娯楽業について、就職3年目までの離職率が調査産業計と比較して高く、過去の離職率とおおむね同様の傾向となっております。

なお、この離職者数については別の業界に転職した方のほか、理容・美容業界で別のお店に転職した方も含まれていることに御留意いただきたいと思います。

続いて2ページ目でございます。

第2回専門委員会で谷本理事長から御紹介いただきました、日本理容美容教育センターが令和6年8月に社員校に対して行った養成施設卒業者の離職状況の調査結果でございます。資料の左側の表が卒業1年経過後の離職状況、右側が卒業3年経過後の離職状況でござい

ます。

社員校において理容所・美容所への就職後の状況を把握している卒業者のうち、1年以内に当該理容所・美容所を退職した者は19.7%、3年以内に当該理容所・美容所を退職した者は40.9%でございます。このうち、他の理容所・美容所へ転職した卒業者を除くと、卒業1年経過後の離職状況は10.4%、卒業3年経過後の離職状況は21.9%となっております。

3 ページ目を御覧ください。

こちらは、リクルート社が行った美容師の離職率等の調査結果の概要でございます。資料の左側は、美容師の方の初職の就業期間でございます。横棒グラフの赤枠囲いの部分について、3年未満の離職率は36.7%となっております。

また、資料右側の円グラフは初職が美容師の方の転職先の割合となっております。美容師が55.4%、美容関連以外の職業が27.9%、美容関連の職業が10.4%と続く結果となっております。

また、その下の横棒グラフでございますが、初職を辞めた理由として「給与に対して不満があったから」が27.8%、「結婚・妊娠・出産のため」が18.8%、「拘束時間に関して不満があるから」が15.6%と続く結果となっております。

なお、この調査の対象者につきましては先ほど御説明した調査と異なり、短大等を卒業して就業した方といった若年層だけでなく、様々な世代の方を対象としておりまして、その方の初職の離職時の状況を尋ねる調査であることに留意いただきたいと思います。

次に、4 ページ目でございます。

「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）による有効求人倍率の推移」でございます。

ハローワークにおける求人、求職、就職の状況を取りまとめ、求人倍率などの指標を作成し、毎月公表しているものでございます。今回、令和元年12月から令和6年10月までの有効求人倍率を標準職業分類の全体計と、中分類の生活衛生サービス職業従事者で比較したものでございます。生活衛生サービス職業従事者には理容師、美容師、美容サービス従事者、浴場従事者等が含まれております。令和6年10月の有効求人倍率は全体の1.25倍と比べて3.22倍と高い傾向にあることが分かる内容となっております。

次に5 ページ目を御覧ください。

「国勢調査による理容業・美容業の従事者数の推移」でございます。

資料の左側が理容師、右側が美容師で、それぞれの従業者数の年齢階級別の従業者数を平成22年と令和2年で比較したグラフとなっております。15歳から34歳までの年齢層を赤枠囲いとしております。理容師は約62%減少、美容師は約18%減少していることが分かる内容となっております。

最後に6 ページ目を御覧ください。

こちらは、男女別の「18歳人口の将来推計」でございます。

18歳人口の推移を見ると、2020年には約112万人であったものが、2035年には約96万人で

約16万人減少となっております。さらに2040年には約82万人で約30万人減少となることが予想されております。こうした若者の人口減少の中で、各業界において人材確保が大きな課題となっており、理容業・美容業の業界においてもどのように人材を確保、定着させていくかといったことを考える上での参考データでございます。

以上が、資料2の御説明でございます。

続きまして、資料3についてお手元に御用意ください。「理容師美容師養成施設のヒアリングについて」でございます。

1 ページ目を御覧ください。

本日、この後、都市部と地方で設置、運営している国際理容美容専門学校と岩手理容美容専門学校から意見聴取させていただくに当たり、事務局のほうであらかじめ学校の概要や沿革、特徴といったことに加えて、資料の表中にある各項目、内容についても御説明いただくよう、各養成施設に対して御依頼しております。

各項目の内容でございますけれども、1つ目が平成29年制度改正の実施状況を踏まえた課題としまして、修得者課程の創設や必修座学課目の内容等の見直しについて現在までの実施状況を踏まえて課題とすることはあるかといったことや、または実習の時間数が増えたことについてどう考えるかといったこと。

2つ目としまして、必修課目と選択課目の履修内容について、履修内容を見直す点や新たに例示すべき点はあるかといったこと。

3つ目としまして、座学と実習の連携として、2年制のカリキュラムの中で一体的な理解の促進の観点から「座学（特に技術理論）」と「理容実習・美容実習」の相互の連携に当たってどのような配慮しているかといったこと。

また、4つ目は、学習状況等に応じた実習の段階的な進め方として「養成施設内での実習（モデルウィッグ⇒生徒同士）」、または理容所・美容所での実務実習について生徒の座学の学習状況や技術の習得状況に応じて、それぞれどのような配慮を行っているかといったこと。

5つ目として、選択課目の全体デザインはどのような点を重視してデザインをしているかといったこと。一般教養課目、専門課目、または専門課目の中のエステ、ネイル等の関連サービス、校外の体験機会などについてお聞きしているところでございます。

また、その中で実際の生徒の選択はどのような傾向にあるかといったことを聞いてございます。

続きまして、2ページ目には「実務実習の役割の位置付けと意義」ということで、実務実習につきましては注釈の1でございますけれども、必修課目の中で一定の要件の下で年間60時間を超えない範囲で理容所・美容所で行う実習のことでございますが、この実務実習の役割をどのように位置づけているか、またはどのような意義を感じているかといったことのほか、実務実習の（1）から（4）の項目では、それぞれ実務実習を何時間確保しているか、どのような内容を行わせているかといったこと。実習を行うに当たって実施計

画の策定、自己評価についてどのような運用をしているか、運用面で課題に感じる点はあるかといったこと。受入れサロンの確保についてどのように取り組んでいるか。また、年間の上限設定である60時間について課題に感じていることはあるか。現行よりも実務実習を活用したいと考えているかといったことを聞いてございます。

その下の「校外実習」につきまして、下の注釈の2つ目に記載がございますけれども、こちらは選択課目（専門教育）の中で教科課目の区分ごとに単位数、または授業時間数の5分の1を超えない範囲で校外で行う実習のことでございますが、この校外実習についてどのように取り組んでいるかといったこと、またこの単位数、授業数の5分の1を超えない範囲で行うことについてどう考えるかということをお聞きしております。

その下の「養成段階と就職後の人材育成の連携・接続」でございますけれども、それぞれサロン等に就職した生徒の就業状況をどの程度把握していますかといったことや、養成段階と就職後におけるサロンとの人材育成の連携・接続についてどのような取組を行っているかといったこと。

それから、次の項目では「少子化の影響」ということで、近年の高卒者数の減少を受けて養成施設の運営に当たって理美容師の担い手の養成にどのような影響が出ているかといったことを聞いてございます。

最後の項目の同時授業に関する特例につきましては、岩手理容美容専門学校において実施をしている内容でございますけれども、こちらの特例の概要について次のページで簡単に御説明をさせていただきます。

「同時授業に関する特例の取扱いについて」でございます。原則として、理容師養成施設と美容師養成施設では各関係法令に基づき、それぞれに必要な施設、教室、教員等を確保した上で別々に授業を行うこととされているところでございます。

平成22年に同時授業に関する特例が創設されまして、受験者数の減少や養成施設の休止・廃止等の社会情勢の変化を踏まえて、設立者が同じである理容師養成施設と美容師養成施設のそれぞれの生徒に対して、両方の施設を兼任する教員が同じ教室で同時に授業を行うことが可能となりました。

また、平成28年5月には理容師養成施設の運営の安定化の観点から、同時授業の実施要件が緩和されております。

青枠囲い内の表を御覧ください。平成22年の制度創設時に、実施要件については前年及び前々年の入所者数がいずれも15人未満の場合であることとされ、教科課目については資料中の5つの座学が同時授業の対象の課目とされました。平成28年の要件緩和により、現在は入所者数の数が前年、または前々年のいずれか一方の年において15人未満であり、かつ他方の年において20人未満であることとされているところでございます。また、平成30年には教科課目の文化論と運営管理が追加されております。

なお、青枠囲いの下の方でございますけれども、養成施設の単独校と併設校の別に平成28年から令和6年までの養成施設の推移を掲載しております。

続きまして4ページ目を御覧ください。

「通信課程における面接授業の単位の特例の取扱い」についてでございます。今回ヒアリングいただく養成施設の資料に、通信課程における面接授業の単位の特例に関する記載等もございますので、あらかじめ事務局のほうから概要を御説明いたします。

通信課程における授業は、通信授業と面接授業の併用により実施されているところでございます。このうち、通信課程における面接授業の単位は厚生労働省が定める基準告示で設定しております。資料中の表の左側が通常の課程で、右側が修得者課程となっております。左側の通常課程における表中の上のほうにございます常勤従事者である生徒以外の生徒、いわゆる一般の生徒の履修単位数、時間数については、その下の赤枠囲いの合計欄にありますように、120単位以上(600時間以上)が必要とされているところでございます。

また、その右側に常勤従事者である生徒の単位数、時間数として、こちらは基準告示において、従前、理容所・美容所に常勤で補助的な作業に従事している者である生徒については、一般の生徒の半分の履修単位である60単位以上(300時間以上)で足りるとする特例が定められております。

その注釈の3つ目を御覧ください。この面接授業の単位の特例の取扱いについては、平成29年の通知において平成39年度(令和9年度)までに一般の生徒と同基準に見直すということが示されているところでございます。

以上が、資料1から3について事務局からの説明となります。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

それでは、今の資料1から3につきまして、委員の皆様から御意見や御質問をお願いしたいと思います。発言の際は挙手をした上で、私が指名してから御発言いただくよう御協力をお願いいたします。

それでは、御意見や御質問がありましたらお願いいたします。

私から1ついいですか。初歩的な質問で恐縮なのですが、今、説明していただいた「同時授業に関する特例の取扱いについて」、資料3の3ページなのですが、当初の実施要件は15人未満という人数の制限があったのですが、この人数を制限する理由というのはそもそも何ですか。

○健康・生活衛生局生活衛生課長 事務局の生活衛生課長でございます。

基本的に原則としては理容と美容は別々でというのがある中において、理容の入所者数が極めて減少してくる中で、一定以上の減少が進んでいる場合においては、ということで、このような要件ができたものと承知をしております。

ここで1つ観点として重要なのは、基本的には1クラス40人以下でやっていただくことが前提となっておりますので、両方でやるということになりますと、一方で少数になっている側が15人程度ということがあって、他方の美容のクラスがいらっしゃるということ念頭に置いた上で、全体としてのクラスのことも想定をしていると承知をしているところでございます。

○芳賀委員長 教育効果という観点で少人数クラスが望ましい。教室クラス運営等の観点で望ましいというのと、もう一つは教育機関としてあまり過度な競争がないほうがいい。簡単に言うと、そういう2つでしょうか。

○健康・生活衛生局生活衛生課長 先ほど申し上げましたのは、特に前者の点で申し上げさせていただいたところです。競争云々のところにつきましては、特段コメントはございません。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様からいかがでしょうか。

谷本委員、お願いします。

○谷本委員 教育センターの谷本でございます。

最初のときから話がずっと出ていましたけれども、いわゆる離職率という問題で勝手な数字が独り歩きしていましたが、今回、初めてこうして厚労省のほうから私どもの調べた数字を報告していただきまして、これで少しは委員の皆様方にも御理解をいただけたのではないかと思って大変ありがたいことだと思います。

ただ、前回、前々回の50%、80%という数字は全くうそではないと思うんです。その人たちのサロンはそうだったかもしれない。その人たちのサロンが本来10%だったら、80%も90%もいるというわけではないから。だから彼らが言っている「学校が悪い、生徒が悪いんだ、試験制度がおかしいんじゃないか。」という理屈で辞めているのではないということ。今回の調査でちゃんと御理解いただけたと思いますので、その点ではありがたいと思っております。

以上でございます。

○芳賀委員長 ありがとうございます。資料の提供についてもありがとうございます。

ほかの委員からいかがでしょうか。

大森委員、先に増田委員からということをお願いします。

○増田委員 先に申し訳ありません。

今、御発言いただいたことに関連するのですけれども、データのほうの2ページ目のところの卒業1年経過後の離職状況は10.4%で、3年経過後は21.9%というのは、理美容以外の転職率ということだと思うのですが、これを見る限り、やはり資格者の方はほかのサロンに異動したとしても、その仕事の継続性は高いようにも見えるのですが、そういう理解でよろしいのでしょうかというところをちょっとお伺いしたいです。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

事務局にお願いしてよろしいですか。

では、谷本委員お願いします。

○谷本委員 教育センターの谷本でございます。

そういう理解でいいと思います。そうでなかったら、全然別の職場に行かれると思いますので、継続してやっているということです。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

増田委員、よろしゅうございますか。

○増田委員 はい。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

それでは、大森委員お願いします。お待たせしました。

○大森委員 まず離職率はデータどおりでそれぞれ違いはあろうと思えますけれども、現実であって、先ほど谷本委員からも話がありましたから、これはそれぞれが抱える問題として教育センターだけの問題ではない。理容師、美容師、それぞれの問題点もあろうし、理容の問題点もあるわけです。美容の問題もありましようから、本来ならば5年に1回くらい開いてもらうものが今回7年間開いてなかった。

今回、局長以下御出席いただいており、このように開いていただくことについては大変意義深いことです。学識経験者の皆様方もこのように参加をいただいて、この業界が少しでも社会の流れに遅れないようにということで言葉をいただくことですから、これは非常にいいことだと思っております。いろいろ議論はありましようけれども、抱える問題を率直にみんなが議論し合うということで意義があると思えます。

先ほどの問題に私のほうから挙手をさせていただきましたのは、同時授業のことでございます。ある学校の問題で、これは長野県でありましたけれども、実は理容のほうの問題でした。

というのは、理容科の生徒が非常に減ってきた。理容の問題として養成校の生徒が非常に減っている。どうしたらいいのかということで、同時授業制度を取り入れてでも救わなければいけないだろう、後継者をつくらなければいけないだろう。そういうことで踏み切ったのです。先ほどのデータを見ましても、少子化、人口減少は、これからますます加速するというデータの発表がありました。

そうなりますと、誠に的を得た同時授業であったという判断を持っております。第2回の会議のときに、ビューティー創生本部が理容師の養成とか美容師の養成をしたいというような話もありました。私はそのとき申し上げたのですけれども、個人的なことではいけない。その後、私のところに相談に来ましたけれども、全国に開きたいというようなことにつきましては、理容師の業界から考えたらありがたいことではある。しかし、永続するかという問題なんです。それが健全に経営できていくのかという問題で、考え直したほうがいいのではないかと申し上げました。

そこで元へ戻りますけれども、今のように少子化が進んでくる中において、この同時授業により既存の学校を守ってほしいんです。

これまで努力して、例えば図書室まで設けてきちんと今日までやってきた。その養成校が今は成り立たないようになってきています。ぜひこの緩和について、人数なんか決める必要はないと思うんです。例えば講堂的なものがあれば、そこで大学のように教えたいのであって、技術的なものは別としても、座学についてはもう人数とかという時代では

私はないと思うんです。

そして、競争の中での後継者づくりを色々な業種が出てまいりますから、ぜひ今回7年ぶりに開く会議においては緩和をして、後継者づくりにお互いが努力していくことにぜひ考えてほしい。ここでそういう決断をしてほしいと思っております。

○芳賀委員長 ありがとうございます。18歳人口の減少という問題は我々大学にとってもすごく大きな問題で、今、全国750くらいあるのですけれども、どうなってくるのだろうということも言われていますが、殊、理美容だけに限らず生活衛生業というのは地方とかでもなくてはならない業種だと思いますので、やはり人口減少に伴って地方に例えば理美容の教育拠点がなくなっていくというのはかなり大きな問題になりかねないと思いますので、そういった中長期的な視点で検討する必要もあるということをおもいました。どうもありがとうございました。

○大森委員 お願いいたします。

というのは、具体的に言いますと、九州でも大分県、宮崎県でも理容の養成校がなくなっただけです。廃校、廃科があるんです。私は四国ですけれども、香川県が廃校になった。こういう事例がたくさん出てきますから、これ以上はそういうことを起こさないように、やはり教育センターから考えてもそういった養成校を救うということを前提にしなければ、将来が大変心配されますので、強く申し上げておきます。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

ほかの委員の方からいかがですか。

では、藤田委員お願いします。

○藤田委員 学習院大学の藤田です。

少し御教示いただきたいことがございまして、資料3の4ページの「通信課程における面接授業の単位の特例の取扱い」についてなのですが、赤枠で囲まれている時間数ですね。素人目に見ますと、通常課程の常勤従事者である生徒の単位数の緩和ですね。その数字と、修得者課程の数字で、理容美容実習の数字なのですけれども、これがアンバランスなように感じられます。どうしてこういった数字になったのかなというのを私なりに推測したのですが、通常課程においては全体の単位数が120単位以上600時間以上ですが、常勤従事者である生徒に関してはその半分ということにされた。、ほかの課目での削減ありますので、理容美容実習がこの時間数になったのかなと。

一方で、修得者課程の理美容実習に関しては通常課程の普通の学生の90単位の半分ということで45単位以上という数字が出てきたのかなと推測したのですけれども、そういう見方でいいのかなのかということなんです。

さらに、これは令和9年度までに一般の生徒と同水準に見直すということで、この緩和というんでしょうか、負担軽減がなくなるという見直しのバックグラウンドとしてはどう

いう事情があったのかというのを少し教えていただければ幸いです。

○芳賀委員長 では、事務局お願いできますでしょうか。

○健康・生活衛生局生活衛生課長 事務局、生活衛生課長でございます。

今ほど藤田委員から御指摘をいただきましたけれども、左側にある通常課程の2つの600時間、300時間の制度というのは、平成10年から2年制になったところですが、平成10年から既に存在していたものでございます。その中で、常勤従事者の方であれば一定程度実務で学んでいらっしゃる点もあることを勘案して、各課目の中で幾つか減免がされて、最終的には半分になっているという状況でございます。

一方で、修得者課程につきましては平成29年にできた新しい制度でございます。基本的には通常課程と修得者課程については、修得者課程のほうを半分にするというのが全体的な思想であったかと思えますけれども、通信課程におきましては、実習のところについて、通常の課程の90単位の半分という構成をされているのが現状になってございます。

先ほど事務局の説明で申し上げました、この特例を廃止するという方針のバックグラウンドということで御指摘をいただいたところですが、まさに平成29年の改正を議論する中で、修得者課程を創設するに当たりまして一番念頭に置いておりますのは、例えば理容の修得者課程でございましたら、もともと美容師の免許を持っていらっしゃるということでございます。

相当程度、この理美容の世界での知識、技術を持っている方を前提にした課程であることを考えますと、先ほどの左側の図におけます常勤従事者の方というのは、まだ免許を取っていらっしゃらない状況でございますので、この方々と比べて修得者課程のほうが多く実習をやってくださいというのは少し整合性が欠ける部分もあるのではないかと。

あるいは、通信に限らずですけれども、通常の養成施設に通われる昼間生という方々がいらっしゃいますが、そのような方々についても全体で2,000時間学んでいただくというのが通常の姿になってございますので、そういった通われる方々との学びの時間の整合性ということ考えたときにも、経緯的なものはあるにせよ、現状のラインアップを考えると、少し減免が多過ぎるのではないかとこの考え方に基づいて、これらを踏まえまして、この左側の120単位、600時間に合わせる形に持っていったほうが適当であろうという判断が当時なされたものと承知をしてございます。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

藤田委員、よろしいですか。

○藤田委員 はい。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

それでは、そろそろ次に進めていきたいと思うのですけれども。

○大森委員 今の点でちょっといいですか。

○芳賀委員長 どうぞ。

○大森委員 先ほど面接授業の600時間を300時間というお話がありました。その当時も私

はおりました。理容師同士が一緒になる結婚が難しくなってきたときに、一般の方と御夫婦になられることもあり、理容の通信教育を受けようとしたとき、特例でそういうことをつくってきたと思うんです。

ここで特例を全てのけてしまうというのはちょっと乱暴のように思いますから、特例措置はやはり残していくべきだろうと思いますし、むしろ今こそ必要だと私は思います。

以上であります。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。続きましては、関係団体のヒアリングに移りたいと思います。国際理容美容専門学校の工藤参考人から資料4、岩手理容美容専門学校の柴入参考人から資料5について、それぞれ15分程度で御説明をお願いします。

それでは、工藤参考人よろしくをお願いします。

○工藤参考人 国際理容美容専門学校の工藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日、当学園理事長の和田と2名で参加をさせていただいておりますので、冒頭の部分に関しては和田のほうから御説明をさせていただければと思います。

○和田参考人 国際共立学園の和田でございます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

私のほうからは、学園の沿革について少しお話をさせていただければと思っております。

当校は東京都の荒川区にございます。学校の創立は1955年、昭和30年に開校して、来年2月には70年目を迎えます。70年間の沿革をお話しするのは時間の都合上、割愛させていただきますので、主だったところを沿革としてお話をさせていただきます。

当校は、昭和57年にまだ留学生が日本にあまり来ていない頃に留学生受入れ指定校になっております。それを受けて、平成元年に国費留学生の受入れを開始しています。

そして、また戻りまして昭和62年には日本初のエステティシャン養成学科、ビジネス学科を設置しております。そして、大きな学校の改革といたしまして、平成6年にまだまだ理美容学校養成施設が1年制だった頃に先んじて平成6年に2年制をスタートさせていただきました。それを踏まえて、今日まで学園を運営しております。

また、令和2年、2020年に新たな学校ということで国際共立学園高等専修学校、これは中学校卒業者を対象とした高等課程でございますが、その中に製菓衛生師・調理師科と美容師を目指す美容師科の2つの学科を設置しております。

以上が、主だった学校の沿革となります。

国際理容美容専門学校の設置学科につきまして、3ページを御覧いただければと思います。

【職業実践専門課程】は①理容科、②美容科、そして③ビューティーアーティスト科、こちらの学科はヘアメイク、ネイルとか、あとはブライダルとか、そういった特化したものを学ぶ学科でございます。そして、先ほど沿革の中にも出てきました、④ビジネス美容科と、職業実践専門課程としてはこの4つの学科を設置しております。

そして、附帯教育として【通信課程】、理容科・美容科、このいずれも修得者コースを設置しております。

次に4ページ目になりますけれども、養成課程、教科課程の定員の状況ということでございますが、それぞれ総定員、実員という形で記載してございますので、お目通しいただければと存じますのでよろしくお願いいたします。

以下の課題につきましては、校長の工藤より説明いたします。

以上です。

○工藤参考人 引き続きまして、工藤のほうから説明をさせていただきます。

これ以降の説明に関しましては、基本的には資料3のヒアリング概要の項目内容に沿ってスライドも作成しておりますので、そちらも見ながらお願いできればと思います。

まず平成29年度改正の実施状況を踏まえた課題という部分に関しましては、必修座学課目の内容の見直しというものがございました。それに関して、一部単位数が減ったということで、内容が体全体だったものが首から上に特化したというところで、多少懸念が残るといった当初のイメージはありましたが、その分、実習の時間が増えたということで、これは技術の幅が広がるということでプラスに考えております。

続きまして、シート6に移ります。こちらは、資料3の4ページの面接授業の単位の特例の取扱いのところ御説明がありましたのでここでは割愛をさせていただきます。これに関して、現状どうかというところで7ページを御覧いただければと思います。

現状、右上にある数字が当校の通信課程の在校生という状況でございます。従事者は300時間の人数と非従事者ですが、非従事者においては美容科のみ対象ということとなりますが、この美容科のみの非従事者の人数のうち140名は当校の非養成学科の学生でございます。したがって、一般の非従事者の学生においては26名ほどしかいないという状況でございます。

では、なぜそういう状況なのかと申しますと、面接授業は時間数が多い分、登校日数も多いということになりますので、なかなか登校することが難しいというところがございます。また、その分、教員の負担も大きいということになります。

また、サロン側としては日常的な人材不足というものがございますので、スタッフをスクーリングに参加させづらい状況が慢性的に続いているという状況です。それから、学校側としましては授業実施の教室、教員の確保、時間数の確保、そういったところがなかなか難しいのかなと感じているところでございます。

現在はほとんどが当学校内の非養成学科の在校生ということで何とか回っている部分はありますけれども、全体がこの時間になるということになりますと、なかなか厳しい状況というのが想像のつくところでございます。

続いて8ページ、「必修課目と選択課目の履修内容」ということでございますが、こちらは記載のとおり、必修課目と選択課目、特に選択課目においてはある意味、学校の中で設定が許されている部分も多くありますので、こちらを御覧いただきたいのですが、美

容で言えば美容美術、表現技術、それから3番目にビジネスマインドというものも書かせていただいております。こちらは、社会に出るに当たって社会人としてのマナーやマインド等を、講義や演習を通して学ぶ課目でございます。

9ページ目は、同様に理容科のものでございます。こちらはさほど内容としては変わっておりませんので、次に進みます。

10ページ目の「座学と実習の連携」ということですが、当校としては必ず例えばカットですとか、パーマとか、そういった実習がスタートする前には必ずその理論を入れるということを義務づけているところがございます、理論と実技の連動性というものは意識して重視しております。

また、その下の「学習状況等に応じた実習の段階的な進め方」についてということですが、こちらは入学してすぐの入学生に関して学生便覧というものを配付して、これは資料の11ページ以降にあるのですが、資料の1-1、1-2、資料2、3、4というふうが続いておりますけれども、まず、資料1-1を御覧いただきたいのですが、まず4つの指標と3つのポリシーということで学校がどういう人材を目指すのか、それからこの学科を卒業したときにはどういう人材になっているのかという育成人材像です。そして、学年ごとにどこまでどうなっていなければいけないのか。当校は2学期制でございますので、前期にはここまで、後期にはここまでと、こういったものを学生にしっかりと入学前に示すということを行っております。

1-2に関しては理容科の例でございますが、ご覧のとおり1年の前期から2年の後期までそれぞれこうなっていてほしいということを学生自身にも把握をしてもらうということに努めております

また、資料2に関してはシラバスの一部でございまして美容実習のサイドシャンプーのシラバスを参考までに掲載をさせていただいておりますが、こちらにも授業回ごとの到達目標というものも記載してございます。学生自身も今日の授業はここまでできていなければいけないんだということを自覚しながら授業を進行しているといった状況でございます。

また、資料3に関しては必修課目と選択課目がどの時期にどれくらいの何をやるのかということを図で示したものになります。こちらは後ほど実務実習の項目も出てくるかと思えますが、この表でいきますと、1年次の1月と2月の間に実務実習という時間を入れてございます。ちょっと色が濃くなっている部分ですけども、14ページです。こちらに向けてというところで、先ほど選択課目のところで御説明をしたビジネスマインドという授業科目がかなり多く入ってございます。こちらには、ビジネスパーソンについてですとか言葉遣い、来客対応ですとか電話対応、マナーとか、こういった科目を実務実習までにしっかりと勉強することで、実務実習にしっかりと繋げていく。このように、学科と実技の連動性ということも考えているということでございます。

そして15ページ、こちらはヘアケアマイスターですとか色彩学、化粧品化学、そして演習として化粧品製法、これは実際にシャンプー等、プロダクトをつくるという授業でござ

います。こういった学科と演習の連動というものにも取り組んでおります。

また、科目連携の③に関しましては、必修課目のところで運営管理というものもございまして経営等に関する勉強をしますけれども、これに関連して選択課目では造形学、それから店舗設計、そして広告・宣伝と、関連した授業を入れております。店舗設計では実際に模型を作ってどういったサロンを自分たちで作りたいかという授業を行って、広告・宣伝ではそれをプレゼンする、といった座学と演習等を連携させた授業をしているところでございます。

続いて、「選択課目の全体デザインの力点」、どのような考えでデザインをしているかというところでございますが、基本的には必修課目にプラスオンできるような内容設定として、全員に選択必修課目として義務づけているという点でございます。基本的に入学前の高校生の段階では、幅広く学びたいんだというニーズが多いというのも実際でございますので、選択課目においてもそれらに対応した内容にしております。

しかし、業界は現在、特化型サロンが増えているという現状がございます。町なかを見ても髪質改善サロンとか、カラー専門店、カット専門店と、専門店化も進んでいますので、この選択課目がこういったサロンに輩出する人材育成に必ずしもつながっているかというのはなかなか難しい現状もございます。

続いて17ページに移ります。

「選択課目の課目例」、こういった課目を載せたほうがいいのかというところの問いに対してでございますが、先ほど来出ております業界の離職率を考えますと、自分自身の将来について考えるなどのキャリア教育に関わる科目があってもいいのではないかと考えております。

少しページが戻ってしまいますけれども、14ページの資料3を御覧いただきたいのですが、先ほどビジネスマインドという科目の説明をさせていただきました。その下に当校ではホームルームという括りの中ではありますが、ここにキャリア教育、就職活動という自己理解、ブランディング、キャリア・ライフプランといった自分の将来に関わる勉強をする科目として入れてございます。こういったものを今はホームルームの枠の中で実施しておりますが、これが選択課目の中にあってもいいのではないかとというのが17ページのところでございます。

続いて18ページ、「実務実習の役割の位置づけと意義」ということでございます。

当校は、長年に亘り、実務実習を実施はしております。目的としては、就職活動及び就職を意識して必ず理美容行為を実施するというのを念頭に置き、当校では、学校教育とサロン教育のグラデーション化を目指しております。下の図にあるように、従来型の部分と当校での取組というものを見ていただければ、グラデーション化の意味がお分かりいただけるのではないかと考えております。即戦力を目指すということでございます。

19ページに移ります。当校が考える理美容行為というものは以下のとおりです。最終的に実務実習中に各サロンにおいてシャンプーの実施というものを目標としております。

そして、先ほど申し上げましたグラデーション化の最終的なゴールは、20ページ目に書かせていただきましたが、就職後、入社初日にシャンプーの入客を目標とする。このような入り方ができれば理想ではないかと考えて、実務実習に取り組んでいるところでございます。

21ページに移ります。

これは令和5年度の実務実習の実施結果でございますが、実際に美容行為ができた。いわゆるシャンプーができたという数が78サロン、できなかったのが13サロンということでございます。この「×」の5サロンに関しては、サロン側への説明が足りなかった部分もありますけれども、「△」の8に関してはサロン側の原因というよりは学生側に原因があります、各サロンで設定されたシャンプーの基準をマニュアルをお借りして練習するのですが、その練習が大分不足をしていたというのが大きな原因です。したがって、サロン側が求めるレベルまで到達できなかったので入客ができなかったという意味での8という数字でございます。令和6年度においては全員が実施できるように現在、準備を進めているところでございます。

そして、22ページは「実務実習の実施の流れ」でございますが、こちらは御覧のとおり①から⑤までこういった流れで実習をしているのですけれども、実務実習としては②から⑤でございます。学年ごとで目的を明確にして実施をしておりますが、①のところは入学してすぐの時期ですので、基本的に実務実習はおおむね入学して6か月以上というところからのスタートだと記憶しておりますので、校外実習という枠組みの中で業を知るとか、現実と自分が持っているイメージとのギャップを埋めるという目的で校外実習として実施をしております。

その下は校外実習と実務実習で、実務実習の2回目と3回目の間にはサロン説明会と言って、各サロンに集まっていたの就職説明会というものもありますので、実務実習と説明会をしっかりと連動させて、ギャップのない就職先が選べるような仕組みをつくっているところでございます。

23ページになりますが、これが実務実習のフローでございます。

御案内を送ってから受入可能か否かの判断、学生へのサロン紹介等の流れは、御覧のとおりでございます。

24ページは、実務実習をやる上での実習計画になります。

24ページの資料5-1、25ページの5-2の2ページにわたって記載の内容のものをサロン側と共有しながら実務実習を行っているといった資料でございます。

26ページにおいては、実務実習をサロン側に評価をしていただく評価の基準ということで、ルーブリックの評価を導入して何がどこまでできたのか、できなかったのか、そういったものを感情を入れずにサロン側に評価していただいております。

その結果がまとまっているのが、27ページでございます。

5点満点でございますので、サロン側の評価は非常に高いのですけれども、学校評価が

2.9と低いのは提出物をなかなか出さない学生がいることで、ちょっと恥ずかしい数字になっています。

続いて28ページ、「実務実習の受け入れサロンの確保」でございます。

当学園は後援会という外郭団体を持っております。こちらは約300強の企業・サロンが集まった組織でございますので、この会に対して受入れをしていただけるかどうかという案内を出して、そこから半分以上は受入れ可ということで返事を毎回いただきます、その中で学生が自宅から学校までの間の距離で定期券の中で通えるサロンを紹介するといったことを実施しているという状況でございます。流れに関しては、先ほどの実施フローを御参照いただきたいと思います。

この下段のほうの「実務実習の上限（60時間）について」ですが、特に今のところ少ないというふうには感じておりません。年間60時間以上が必要な場合、先ほど申し上げたように校外授業という枠を使いながら実習をしているという状況ですので、現状十分であると考えます。

続いて、29ページは「校外実習」に関してです。

入学して間もなくの先ほどの校外実習を見学実習という言い方をしておりますが、こちらが大体18時間、それから芸術鑑賞ですとか、歌舞伎とか、劇団四季を見に行ったりとか、そういった時間にも12時間程度充てて、全体で30時間充てているという状況でございます。

続いて「養成段階と就職後の人材育成の連携・接続」ということで、先ほど申し上げたように外郭団体、業界の企業、サロンを中心とした後援会と、もう一つは卒業生を中心とした校友会という団体、そして保護者を中心とした育友会、この3団体を当学園は設置しているか、持っておりますので、この外郭団体と本当に密に連携をして就職後の情報とか、または在校中の状況という情報交換を密に行っているという状況でございます。こちらは写真を見ていただくと、説明会とか後援会主催の研修会ということで学生の声を届けたり、卒業生に向けたセミナーといったものも実施をしている状況でございます。

最後になりますが、「少子化の影響」をどのように受けているかということでございます。

先ほど大森委員からもあったように、学生募集活動には直接的に影響を受けているということで間違いありませんけれども、これは業界が同様に人材確保に苦労しておりますので、学生にとってプラスになっている面とえば、ここに書かせていただきましたが、本当に人材確保は競争ですので、その分、お給料の面とか、そういう待遇面が上がっているというのは学生にとってはメリットなのかなと感じてございます。

登校は同時授業を実施しておりませんので、説明としては以上になります。

簡単ではございますが、終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

それでは、引き続き柴入参考人から御説明のほどお願いいたします。

○柴入参考人 岩手理容美容専門学校の柴入と勝又です。どうぞよろしくお願いいたしま

す。まず、このような機会をいただけたことに関して感謝申し上げたいと思います。

資料の2ページを御覧ください。

本校は昭和24年に理容学校として開校し、現在は理容美容専門学校として創立75年になります。今から8年前、平成28年には生徒が集まらないため閉校予定でありましたが、前任者から私と勝又が学校経営を引き継ぎ、現在に至っております。

閉校予定であった平成28年度は、昼間入学者1名、復学者1名のたった2名の在校生でしたが、生徒募集に注力した結果、今年度は昼間在校生が87名となり、経営を引き継ぎ、8年目にして経常収支がやっと黒字になる予定になっております。本校が岩手県花巻市に立地していることが、このように苦しい学校経営の一因であると考えられます。

3ページを御覧ください。

花巻市は岩手県県央部に位置しております。令和5年10月1日現在の岩手県人口移動報告書によると、岩手県の人口は約116万人、下の表にあるように毎年1万から2万人の人口減になっております。専門学校生徒募集のターゲットである高等学校卒業生数は、令和5年度学校基本調査によると県全体で9,604人、県庁所在地の盛岡市で3,239人、本校がある花巻市は大谷翔平、菊池雄星を輩出した花巻東高校があるにもかかわらず、わずか905人、令和5年岩手県高校生の専門学校進学率は19.3%にとどまっており、花巻市から専修学校への進学者数は187人しかおりません。

このような厳しい状況下で高等学校や理美容サロンへの訪問を繰り返し、少しずつではありますが、着実に信頼関係を築き、地域性に合った学校の特色を打ち出し、理解を得ながら生徒募集を行っております。その地域性に合った学校の特色の中で代表的なものを御紹介いたします。

5ページを御覧ください。

週5日通う通常コースに加えて、週休3日制のコースを設置しております。4 days コースと名前をつけておりますが、1週間のうち4日間を学校で学び、土日の2日間を理美容サロンでのアルバイトを推奨しております。大都市のように時給の高い飲食店など、様々なアルバイト先を選択できないという地域性を生かしての独自コースです。安い学費とアルバイト収入が相まって、自力進学を可能にしております。さらに、理美容サロンでアルバイトを2年間経験することで就職してからの不安を解消し、離職を減らすことにも成功しております。

7ページを御覧ください。

4 days コース、通常コース、通信課程の比較になります。週5日登校の通常コースと比較しますと総履修時間は同じですので、技術の習得速度が遅いという心配はありません。校内で行う模擬サロンワークに至っては、理美容サロンでの経験値が多いので、実習室内での動きや気配り、目配りに明らかな違いが出ております。また、国家試験合格率に差は見られません。

理美容サロンでのアルバイトか、勤務かという意味で、理美容サロン従業者である通信

課程との違いは国家資格を1年早く取得でき、免許取得後は理美容行為が可能になります。国家試験合格率は全国平均と同様に、4 days コースのほうが高い結果となっております。ちなみに、令和6年3月の4 days コースを含む美容科昼間生の合格率は100%、令和6年9月の通信生は66.7%でした。

その他の特色については11から13ページに記載しておりますが、特に岩手県は東日本大震災の被災地域でありますので、13ページにあるように多くの経済的支援を取り入れております。

16ページを御覧ください。

平成29年度改正については、修得者課程の創設、必修座学課目の内容見直し、実習時間の増加は大変よい改定であったと感じております。

ただし、通信課程の特例の見直しについては、10年後の令和9年度までに一般の制度と同基準にするとされていますが、現在2倍の面接授業をするために養成施設は教職員の負担が増え、教室の確保、カリキュラムの再編、授業料の値上げを余儀なくされ、場合によっては通信課程を廃止することもあり得ると思われまます。

通信課程入学者は授業料の値上げによる負担、面接授業に参加するために休暇を申請することによる賃金の低下が考えられます。

また、理美容サロンは慢性的な人手不足により、通信生に対して仕事を休ませて面接授業に出席させづらい状況に陥るのではないかと予想されます。

しかも、理美容サロンは通信課程の特例の見直しについて認知しておりません。現状の300時間の面接授業でさえ理美容サロンの都合で欠席し、補習授業を実施しておりますので、2倍の600時間になった場合には履修時間数の不足による補習授業が卒業までに間に合わずに免許取得が遅れたり、やむなく退学というケースも考えられると思います。我々養成施設は決定事項に従うしかありませんけれども、本校としては特例の維持を切に希望いたします。

20ページを御覧ください。

「座学と実習の連携」ですが、「学習状況に応じた実習の段階的な進め方」の事例としてバックシャンプーを説明いたします。シャンプー実習を相モデルで行うには、シャンプー後のヘアセッティングが必要になります。1年次のシャンプー実習のゴールを12月に設定し、まず6月にシャンプーとヘアセッティング、特にブロードライになりますが、座学において技術理論を学習します。技術理論を学び、モデルウィッグにて手順の練習を繰り返していきます。

ここに記載はありませんけれども、並行して香粧品化学においてシャンプー剤やコンディショナー、トリートメント剤の成分についても学習します。その後、相モデル実習に移行しますが、同時期に運営管理で接遇について学びます。運営管理の教科書では後半にある接遇ですけれども、相モデル実習に合わせて前倒しで学習しております。

7月から2か月間の相モデル実習での反復練習後、1段階目の実技チェックを行います。1段階目のチェックは、手順どおりに連続して実技が行えているかを確認します。夏休み後にはさらに相モデル実習を重ね、シャンプー技術が快感技術にまで高められているかを2学期末の実技試験でチェックします。

1年次は3月に理美容サロンでの実務実習に出ますので、自分たちが身につけたシャンプー技術がどのようにお客様に施術されているのかを見学するという流れになります。その際、お客様の髪質や頭皮に合わせたシャンプー剤の選択、お客様へのお声がけ、気配りを注意深く学んでくることや、接客とはどのようなものなのかを理解することなど、実務実習の効果を最大にするために事前に指導しております。実務実習後は理美容サロンから報告書を提出してもらい、個別面接を行い、2年次の実習授業にフィードバックしております。

このように、実習の進度に合わせてその都度、必要な知識を座学と連携しながら学んでおります。

21ページを御覧ください。

18ページ、19ページで履修課目と時間数を提示しております。本校の選択課目は、一般教養課目は外国語のみ、専門教育課目はメイク、ネイル、エステ、カウンセリング総合技術としています。一般教養課目が少ないのは、花巻市という立地のため、一般教養を担当する講師を確保しづらいのが理由です。

一方、専門教育課目が多いのは、業界から就職後、早い時期に入客できるための即戦力が欲しいという要望が強いのが理由です。

本校は企業などと連携して職業に必要な実践的な知識や技術を身につけるための教育課程である職業実践専門課程の認可を受けており、定期的に理美容サロンや理美容団体と連携して授業課目や教育課程を編成しておりますが、その教育課程編成委員会の要望もあり、選択課目において実践的な授業を展開しております。

23ページを御覧ください。

20ページのバックシャンプーの説明で触れましたが、実務実習はふだん学んでいる技術が現場でどのように生かされているのかを理解する上で大変有益であると感じております。技術の有益性が実感できれば、校内での実習授業がいかに大切であるかが理解できます。

しかしながら、学生の技術レベルでの接客はお客様の満足を得られるほど熟練しておらず、理美容サロンで学生がお客様に対して施術する場合はお客様の了解を得る必要があり、その施術がお客様の満足につながると思えません。

したがって、本校での理美容サロンへの実務実習の依頼は施術準備、補助、後片づけとしており、職場体験という位置づけです。お客様への施術も許可されていますが、下働きだけでも校内での実習時間のモチベーションにつながり、効果は十分であると感じております。

同様の理由で、実務実習の上限については現状の年間60時間で十分であると考えており

ます。時間数を拡大した場合はお客様への施術も考えられますので、受入れの理美容サロン選びは今以上に慎重に行わなくてはならないと思います。理美容サロンごとにコンセプトが異なりますので、客層や提供する技術の違いが明確です。仮に時間数を拡大するのであれば、実務実習を必修として実習内容も整備し、全国統一のガイドラインを示す必要があると思います。また、長期にわたる実務実習は就職の勧誘手段にされてしまう心配もありますので、多方面から検討されることを希望します。

28ページを御覧ください。

理容科の入学人数が毎年1桁という状況ですので、同時授業を昼間生、通信生、ともに実施しております。生徒1人に必要な教室面積により、同時授業可能な最大数に制限がありますが、美容科においても定員充足率が低いことから、現状ではさらなる緩和の必要性は感じておりません。

最後に、少子化の加速に加えて大学全入時代を迎え、定員充足が難しい養成施設経営は深刻な状況にあります。しかし、私たちが担っている社会的責任を果たすために、理美容業界と連携しながら努力してまいりたいと思っております。

以上で、岩手理容美容専門学校の発表を終了します。ありがとうございました。

○芳賀委員長 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御意見や御質問をお願いしたいと思います。御意見、御質問のある方は挙手をお願いします。

では、松野委員をお願いします。

○松野委員 ○松野委員 すごく細かなところまで御説明いただき、ありがとうございました。皆さんの学校は社会的な責任を持っていると常日頃から思っています。

この前もちょっと申し上げたのですが、理容師さん、美容師さんはこれから社会にとって本当に必要な存在だと思っています。皆さんが全員、六本木とか原宿で営業されるわけではなくて、それぞれの地域でのコミュニティーをしっかりとつくっていく役割を担っているとところなんだなというふうに実感しているところですし、特に理容などは今、朝ドラでも理容師さんが地域のコミュニティーの中心となっている様子など、こういう世界はいいよねというシーンをかもし出していますが、その中で幾つか質問と意見を言わせていただきたいと思います。

すみません。パルシステムの松野と申します。名乗るのが遅くなって申し訳ありません。

最初の国際共立学園さんから質問させていただきます。キャリア指導ということで、すごくいい授業をされているなと思っています。先ほどちょっと、その中でこれからどういうことをやっていきたいかということについて質問と意見をお願いさせていただきます。

キャリア指導というのは本当に大事で、先ほどのお辞めになった方たちの事情を聞くと、やはりお給料だとか、お店の雰囲気だとか、ご自身の目指す状況にないのだということでした。それはその方自身が、自分の出す目指す場所でどんどんやりたいようなお店をつかってやっていけばいいお話なんじゃないかと思います。そういう意味でキャリア教育は、

やりたいところでそうやるのかというのではなくて、こういう場所だったらどういう経営をしますかという形でやっていただけるといいかなと思います。例えば過疎の場所だったりとか、人口がすごく少ないところ、お年寄りしかいないところ、そういうところだったらどうなさいますかとか、色々なパターンをやったらどうかと思うのです。子育て期間、これは特に女性の場合とは言いたくないのですが、育児のときなどはちょっと働き方を変えたかったりすると思うのですが、そういう中でライフステージ等を交えながら、こういうときはどういうふうな運営をしていくんですかという形で、シミュレーションいただいたらどうでしょう。男性に、もしあなたが女性だったらみたいな形で問いかけるような授業とかをしていただけると、卒業されて最初のお店を辞めた後、自分で何をしようと思ったときの選択肢がすごく広がるのではないかと考えています。

既にそういうことをされていたら本当に失礼な意見で申し訳ないですが、できればそういう未来が展望できるような授業をやっていただきたいと思っています。理美容、どちらにも本当に目指す人は皆さん希望を持ってなられると思いますので、一生の仕事として続けていただけるような教育をぜひお願いしたいと思っています。

岩手の理美容学校さんは本当に地域密着型でなさっているんだなということで、私も田舎が青森なのでごく身近な地名ばかり伺っていてほのぼのとしたところなのです。今はだんだん受け入れられる学生さんが増えてきたということで、本当に努力の賜物だなと伺っておりました。どのような学生さんがどこから来ているのか。もしかしたら後継者としておうちが美容院、美容院だったりしてやろうと思っている方たちなのか、どうなのかなと思ったので教えていただければと思います。

あとはお二方、両方に関わるのか、厚労省さんに聞くことなのか分からないのですが、けれども、今は専門学校に別件でいろいろ聞き取りをしているところがありまして、授業をオンラインでできたりとかという学校も結構あるのですが、そういう試みはできるのでしょうか。オンラインとかアーカイブで一部ずつ賄えるようにしているという取組をしている専門学校さん、リハビリの部分などはどんどん始まるというふうに伺っているのですが、理美容のほうでそういうことがもしできれば通信や2部のところももうちょっとやりやすくなるのではないかと考えているのですが、これは今日来てくださった参考人の皆様ではなく厚労省の皆様には質問すべきことなのかなと思います、そこはちょっと教えていただきたいと思っています。

理美容の現場は地域にとって居場所になりますし、さらに理美容の方たちはいろいろな働き方や事業のやり方があると思いますし、いろいろな授業をしてちゃんとお金になるような経営に向けた授業ができるような教育をしていただけると、地域と連携して一緒にやっていけるのではないかと考えています。座学はたくさんやられていますけれども、高齢者の介護とか、そういうところについての教育も厚労省かどこにお願いするのか分からないのですが、ぜひそういうことも取り入れていただけると、これからは高齢者が増えますので、介護を学んでこそ生き残っていくし、そのときに関わる皆さんが笑顔になっ

て帰れるような理美容院をつくれる人材をぜひつくっていただきたいと思います。

質問と期待を述べさせていただきました。ありがとうございます。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

いろいろと御意見と御質問をいただきましたので、まず事務局に授業のオンライン活用というのは制度的に可か不可かというのがお分かりでしたら教えていただければと思います。

○健康・生活衛生局生活衛生課長 事務局の生活衛生課長でございます。

特に理美容養成施設に特化した形で私どものほうで何か限定的なことは申し上げてはございませんが、養成施設は特に専修学校であるとか、そういった形でやっていらっしゃるところは非常に多いかと思えます。基本的にそこでは対面での授業というのが主導であれば適宜オンラインを活用して、教育効果の面で問題ないということであれば、座学のところで活用いただくということになっているかと承知をしてございます。

ですので、なかなか実技は難しいですけれども、座学についてはそのような形での活用は可能であると考えてございます。

○芳賀委員長 そうなると、ある意味、通信課程との何か相乗りできる部分などももしかしたらあるかもしれないということでしょうか。

この点に関して、松野委員よろしいですか。

○松野委員 ありがとうございます。

オンラインと、あとはアーカイブ化というのもできるかなと思ったので、そういうものの縛りがあるかなと確認をさせていただきました。ありがとうございます。

○芳賀委員長 あとは、それぞれに御意見、御質問があったと思いますけれども、よろしいですか。お願いします。

○藤原委員 美容連合会の藤原でございます。

先ほど来、大森委員、谷本委員のほうから、または養成施設側からも出ております通信課程のサロン従事者に対する面接授業の時間の特例見直しということですが、これについて全美連としてもやはり受入れサロン、通信生を受け入れているサロンとしては従業員ということで受け入れているということがありますので、何としても現場の混乱を防ぐ意味でも実施時期を含めて特段の配慮をお願いしたいと考えておりますのでよろしくお願いしたいということになります。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

今のことは、取りあえず松野委員のことは関係ないですね。

○藤原委員 このことは別ですが、美容連合会として何度も出ておりました通信課程のサロン常勤者に対する面接授業の時間の特例見直しということについて全美連としての考えを述べさせていただいたということでございます。

○芳賀委員長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、ちょっと戻らせていただいて、まず国際理容美容専門学校のほうがキャリア教育に特にお力を入れていらっしゃると思いますが、これの内容に関する御意見だったのですが、いかがでしょうか。

○工藤参考人 貴重な御意見ありがとうございます。

ぜひ男性側、女性側の立場に立ったとか、そういういろいろな視点で将来を考えられる、業界の働き方を考えられるような、そういった授業展開を今後は考えていきたいと思えます。どうもありがとうございます。

○芳賀委員長 それから、岩手理容美容専門学校のほうには御質問が具体的にあったと思います。生徒さんが増えてきているということなのですが、どういう方が入学されていますかという御質問だったのですけれども。

○勝又参考人

岩手理容美容専門学校の勝又です。よろしくをお願いします。

入学者数について、皆さんも御存じだと思いますが、岩手県は本州で一番大きい都道府県です。花巻市は岩手の県央に位置しております。入学者の7割くらいが県央地域、花巻とその近隣の地域からの学生となっております。それ以外、岩手県の北部、もしくは南部、または沿岸です。海沿いのほうは自宅から通える理美容学校が1校もありませんので、どうしても進学する際は一人暮らしが必須になります、その他秋田県、青森県、それぞれで残りの3割くらいというような感じでございます。

○芳賀委員長 属性としては、必ずしも後継者が多いとか、そういうことではなさ。そうということですか。

○勝又参考人 逆に後継者は今、非常に少ないです。ほぼサラリーマンの御家庭からの進学かと思えます。逆に後継者の方は全体の恐らく1割前後ではないでしょうか。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

ついでに私からも1つだけなんですけれども、4 daysコースというのはすごく面白いなと思ったのですが、最近の入学者の傾向として4 daysコースと総合コースというのはどれくらいの比率でしょうか。

○勝又参考人 まず、うちに入学する方たちは4 daysコースに興味を持ってくださる方は非常に多いです。入学する前にまずきちんと、サロンでアルバイトをさせていただくのはとても大変だということ、お休みも実質1日だけになりますので、その辺りをよくよく説明して、ちょっとやってみようかなという軽い気持ちの方には5日のコースをお勧めします、最終的には学年の2割くらいまでに収めるようにしています。

それは受入れサロンの問題もあり、このコースを受けてもらうには趣旨をきちんと説明して、そのサロン様も人材を育成するためのコースですということを御理解いただいた上で御協力いただかないといけないので、花巻という地域ではそこまで多数のサロン様の確保を正直できません。希望者が多いときは5割くらいいたときもありましたが、最終的には2割くらいに収まるようにしています。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

ほかの委員からはいかがでしょう。御意見、御質問とかございますか。

宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員 宮崎です。

両校の実践は非常にいろいろ工夫されているということで、私のほうも勉強させていただきました。

両校に1問ずつ質問させていただきたいのですが、国際理容美容専門学校のほうでサロン側の評価の集計結果という表が27ページにあるかと思うのですが、このサロンの評価が非常に学生に対して高く、学生のほうは低い。提出物とかありますよということなんですけれども、実は本学も教員の養成とか保育士の養成とかやって、実習に行くとき我々が思っている評価よりも高くつけられる。

昔は逆で、この学生はいいかなと思っても低くつけられて、実務のほうは大変なんだなと思ったのですが、最近実習に出すとどこも少子化というか、受け入れたいという気持ちが学生の評価にも表れてくるので、教員のほう、学校の養成校のほうがある程度節度を持って、ここまではきちんと押さえなければというところで、学生からそこまでされなくてもいいんじゃないかと言われつつも、教育の維持を図っている。私はその感覚が今、自分の職場ではあるのですが、その辺のところはいかがでしょうというのが国際理容美容学校さんに聞いてみたい1点です。

もう一点、岩手理容美容専門学校さんに、私も実は普通科4 daysコースというのはこういうやり方があるのかということで非常に勉強になりました。その中で、最初は単なるアルバイトかと思っていたのですが、6ページの図を見ますとサロン研修という形で位置づけている。多分この位置づけが非常によく、うまくフィードバックしてそれがまた国家試験の高い合格率につながっているのかなと私のほうで推測したのですが、このサロンで土日にやっていることと授業につなげるというのは何か工夫されているところがありましたらお聞かせいただければと思います。

その2点です。よろしくお願いします。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

それでは、国際理容美容専門学校のほうから回答をお願いします。

○工藤参考人 国際理容美容専門学校の工藤でございます。御質問ありがとうございます。

この評価においては宮崎委員がおっしゃるように、以前は当校においても結構辛口な御意見が非常に多かったです。なぜそうなのかというのはいろいろ細かいアンケートとかをひも解いていきますと、人間関係がその評価に入ってしまったという部分があって、この子と合わないとかも含めてだと思のですが、ではこの評価から感情を排するためにはどうしたらいいかということでこのルーブリック評価で、何がどこまでできていないといけないというのを誰が見ても分かるような評価にしたところ、こういう高評価になってきたといった経緯がございますので、まだまだ学校評価の部分が低いというのは改善の余

地があるのですけれども、以前の評価の方法よりも現在のほうがよくなってきているなどという実感はございます。ありがとうございます。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

それでは、岩手理容美容専門学校から回答をお願いします。

○勝又参考人

先ほどの4 daysコースについてですが、表記はアルバイト研修という表記ですが、実際に学校の中の履修には含んでおりません、あくまでもアルバイトという形なのですが、まずは学生たちへの意識づけです。そういう意味で、普通のアルバイトではないよ、要はあなた方がしっかりとサロンで半分社会人くらいの気持ちでやってもらわないといけないコースだということでそういう表記にしております。履修としては、カウントは一切入っておりません。

○宮崎委員 では、その動機づけのところをしっかりとやっているというところが高い効果を生んでいるということですか。

○勝又参考人 そうですね。国家試験の合格率について4 daysコース通常コースでは全く差が出ていません。

ただし、4 daysコースで働いている学生たちが就職後、学校に来たときの話を聞くと、在学中は大変だったけれどもやってよかったという声は多くなっております。

○宮崎委員 ありがとうございます。

○芳賀委員長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、内藤委員をお願いします。

○内藤委員 北里大学の内藤です。よろしくをお願いします。

2校とも詳しく説明していただき、ありがとうございます。よく分かりました。

両校ともすごく工夫されて授業をされているということがよく分かりました。特に国際理容美容専門学校様なのですけれども、うちもそうなのですが、比較的近いスパンでここまでできるということを提示することが一生懸命勉強していくためには必要で、それが示されているということはとてもやる気にもつながっているのではないかと思いました。すみません。最初に感想を述べさせていただきました。

それで、質問なのですけれども、少子高齢化社会になって学生さんを集めるのが難しいということなのですが、逆に高齢化社会になってきて今度はお客様になる方たちが高齢者が多くなってくると思います。その点について、例えば授業の中でどのようなことを教えていらっしゃるかとかありましたら教えてください。お願いします。

○芳賀委員長 それでは、また順番にお願いできますか。

○工藤参考人 国際理容美容の工藤でございます。御質問ありがとうございます。

コロナ前にちょっと遡ってしまうのですけれども、近隣の老人ホームに足を運んだりして、そこで美容行為はできませんのでハンドマッサージとか、ネイルのケアとか、そういう

うところで会話をしながら、美容系の技術ボランティアを通し実感をするという授業は行っておりましたが、コロナを境に先方からも入所者様への配慮から、外部からの来訪を控える動きがあり、今は実施できていない状況でございますが、今後落ち着いてきたらそういった活動も再開できればと考えておりますので、そういう活動を通して現状を知ってもらえるということもあるのかなとは考えております。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

では、続けてお願いします。

○勝又参考人 私どもでは特に授業で、福祉系のものということは実際やっていません。国際理美さんとちょっとかぶりますが、コロナ前、高齢者施設にボランティア等で訪問させていただいて施術をさせていただくことはありましたが、コロナを機になかなかできなくなっているのが現状です。

ただ、今後、世の中の状況を考えたときに福祉美容、福祉理容についても、学生が学べる選択肢の一つに入れていかなければいけないとは思っております。

以上です。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

たくさんの御質問、御意見ありがとうございます。まだまだあるかもしれないのですが、予定していた時間を大分過ぎておりますし、今日は早く退庁しなければいけない日だというアナウンスもさっきありましたので、今回の意見聴取に対するQ&Aは以上とさせていただきますと思います。

本日は和田参考人、工藤参考人、柴入参考人、勝又参考人におかれましては、大変お忙しいところを本委員会に御出席いただきましてどうもありがとうございました。

○大森委員 最後にちょっといいですか。

○芳賀委員長 はい。

○大森委員 今年も大変お世話になりました。いろいろと議論いただいたと思いますが、最初に私は申し上げましたけれども、理美容の在り方ですね。理容業界の問題点について、今ヒアリングを行っているんです。

あのときにもお話をしましたけれども、タクシーのライドシェアのような方向にならないように、隣町までカットに行ったり顔そりに行ったりするようなことが迫ってきておりますので、そのようなことにならないように、私どもはどのようにいったらいいのかということをお聞きしたいです。皆さんそれぞれ意見はあるでしょうけれども、今度の会議にはそれぞれ検討してもらって、理美容の在り方について業界のほうの議論をいただけるような時間があればぜひ加えてください。ぜひお願いいたします。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局においては本日の意見聴取の内容や議論等を踏まえて、次回の専門員委員会において今後の方向性について具体的な議論ができるように資料を準備していただきますようお願いいたします。

最後に、事務局から連絡事項があればお願いします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 本日は活発な御審議をいただき、誠にありがとうございました。

いただいた御意見を踏まえまして、次回以降の議事について調整させていただければと思います。本日の議事は以上となります。

なお、本日の議事録は原稿ができ次第、各委員に送付、御確認いただいた上で、厚生労働省ホームページにおいて公表させていただきたいと考えておりますので、併せてよろしくをお願いします。

次回の開催日程につきましては、追って事務局から御連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

○芳賀委員長 ありがとうございました。

以上をもちまして、第3回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会」を終了いたします。

本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、どうもありがとうございました。

資料4

全理連特別講師の再任について

「全理連中央講師に関する規程」第9条に基づき、全理連特別講師に下記の者を再任いたしたくご提案申し上げます。

記

槻舘 一信 (岩手県組合)

1. 再任理由 パーマにおける新還元剤や、酸と熱を使ったトリートメント等、急速に進化している薬剤等に精通しており、この分野は今後とも重要な分野であるため特別講師として再任し、後進の指導および業界の発展のためその任に当たってもらうこととする。
2. 担当科目 ケミカル
3. 任 期 令和7年4月1日～令和8年3月31日 (1年間)

【参考】

全理連中央講師に関する規程 (抜粋)

(特別講師)

第9条 第2条 (講師の委嘱) 及び第7条 (名誉講師) の規定にかかわらず、連合会の教育事業に関する指導実施の責務を果たすため、とくに必要と認められる場合は、理事長は認定委員会の認定を経ることなく、臨時に専門科目について講師を委嘱することができる。

- 2 前項により委嘱する講師は、特別講師とし、講習ごとに任期を定める。

以上

資料5

全理連専門講師の再任について

下記、全理連専門講師につきましては、本年3月31日をもって任期満了となりますが、連合会が行う事業推進に今後とも必要であるものと想定されますので再任いたしたく存じます。

なお、再任にあたっては活動の有無および更新希望の意思確認を行いました。また、委嘱期間は令和7年4月1日より令和8年3月31日までの1年間とし、以後、必要に応じて1年ごとに更新するものといたします。

記

医療用ウィッグ

田村 和子 秋田県組合
白山 功子 奈良県組合
森田ルミ子 愛媛県組合・エステティシャン

BB 着付け

荘司 礼子 国際文化理容美容専門学校渋谷校・国分寺校理事長兼校長
元日本エステティック協会会長

BB エステティック

石山 緑 愛媛県組合
森田ルミ子 愛媛県組合・エステティシャン
荘司 礼子 国際文化理容美容専門学校渋谷校・国分寺校理事長兼校長
元日本エステティック協会会長

ヘア・カウンセラー

村越 祐弐 北海道理容美容専門学校
大森 政明 埼玉県組合
叶井 寿 石川県理容美容専門学校
宍戸 裕介 広島県理容美容専門学校
山根 弘行 島根県組合

資料6

令和6年度 共済加入促進運動の結果報告について

1. チョキちゃんファミリー共済キャンペーン

(1) キャンペーン期間の加入実績

対象共済である団体生命共済(小型)、療養補償共済(所得・医療)の加入実績は、別紙1「令和6年度 チョキちゃんファミリー共済キャンペーン期間中の新規(人数・口数)」一覧表のとおりです。

(2) キャンペーンの特典

A賞商品券5,000円分(団体生命共済(小型)、療養補償共済(所得・医療))の新規・増口加入者212名とB賞商品券3,000円分の当選者(既加入者500名をコンピューターで抽選)が決定いたしました。

発表は当選者への賞品の発送をもって代えさせていただきます。(各組合には当選者名簿を送付いたします。)

2. 共済加入促進事業

(1) 報奨金の支給

① 新規加入報奨金

団体生命共済(小型)、療養補償共済(所得・医療)の新規加入者に対する報奨金は、別紙2「令和6年度 新規加入報奨金」一覧表のとおりです。

② 加入実績報奨金

火災共済、団体生命共済(小型)、療養補償共済(所得・医療)の加入実績に応じた報奨金は、別紙3「令和6年度 加入実績報奨金」一覧表のとおりです。

(2) 委託生命保険会社営業社員の表彰

団体生命共済(小型)30口以上を新規獲得した下記の営業社員に、感謝状と副賞(カタログギフト)を贈呈いたします。

◎表彰社員

ジブラルタ生命保険(株)

田中 健一(東京都)

獲得人数口数 カタログギフト

26名 34口 30,000円相当

(30口以上獲得)

資料7

関係団体の各種会議について

令和7年1月8日～2月25日

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

◎第3回理事会

日時 令和7年2月17日(月) 午後2時
場所 全国生衛会館4階大会議室
議題 第1号議案 令和7年度事業計画書(案)の承認を求める件
第2号議案 令和7年度収支予算書(案)の承認を求める件
第3号議案 特定資産(会館修繕積立資産)の取り崩しに関する件
第4号議案 令和6年度第3回評議員会の開催に関する件
その他

- (概要)
- ・(第1号議案・第2号議案) 令和7年度事業計画案(連絡調整・指導事業、研修事業、消費者対応事業、情報ネットワーク事業、経営安定化事業、生衛業経営基盤強化事業、生衛業経営支援事業、衛生水準確保・振興調査研究事業、受動喫煙防止対策事業、標準営業約款事業等)並びに事業活動収入合計6億8,834万3,100円、同支出合計6億9,366万1,000円とする収支予算案が示された。
 - ・(第3号議案) 全国生衛会館の計画的な修繕に伴い、その経費を特定資産(会館修繕積立資産)から取り崩すことが了承された。
 - ・(第4号議案) 第3回評議員会を令和7年3月11日(火)午後2時20分から開催することが了承された。

令和7年度 事業計画・執行細目

事業計画	事業執行細目
<p>「総合振興対策関係」</p> <p>1. 総合対策事業の検討推進</p> <p>(1) 連合会基本理念の推進</p> <p>連合会基本理念である①法令順守・社会参加、②営業支援、③後継者育成に基づき、魅力ある豊かな理容産業創造のための具体的方策を推進する。</p> <p>(2) 全国理容総合研究所（理容総研）の運営</p> <p>理容産業が繁栄するための基本的、専門的な研究を行い、営業支援をはじめとする各種施策を提言する。特には A「連合会将来像検討委員会」や B「儲かる業づくり推進委員会」が、それぞれの内容について研究し提案する。</p> <p>(3) 「ヘアナビ」等を活用したデジタル化の推進（「デジタル推進関係」の項参照）</p> <p>(4) 日本の衛生的な高度な技の世界遺産登録に向けての検討</p> <p>女性の美的要素と言われたレディスシェーブの富士額や襟足剃り、さらには男性の髭を立てる技をはじめとする、理容統計学並びに観測法に始まった衛生的な高度な理容技術を遺産として未来に残しておくべきユネスコ無形文化遺産登録に向けて調査、検討を行う。</p> <p>(5) 予算委員会および財政検討打合会の開催</p> <p>連合会の財政状況について、経費の節減・合理化のための</p>	<p>1. 総合対策事業の検討推進</p> <p>(1) 連合会基本理念の推進</p> <p>① 法令順守・社会参加事業の実施</p> <p>② 理容業の生産性向上に資する営業支援事業の実施</p> <p>③ 魅力ある豊かな理容産業創造のための理容師後継者育成事業の実施</p> <p>(2) 全国理容総合研究所（理容総研）の運営</p> <p>理容産業が繁栄するための基本的、専門的研究を行い、生活衛生関係営業対策事業費補助金（国の補助金事業）で示された先進的モデル事業（営業支援事業、社会貢献事業等）をはじめ各種施策を提案する。</p> <p>連合会将来像検討委員会では、理美容のあり方や養成施設のあり方、連合会の財政等、業と連合会の将来像に関する研究を行い提言する。また学校教育段階でのレディスカットの習得等、本格的な女性客獲得戦略を実施する。</p> <p>儲かる業づくり推進委員会を営業本部として立ち上げ、各サロンが儲けるための方策を研究し、国の補助金等を活用して実行する。</p> <p>(3) 「ヘアナビ」等を活用したデジタル化の推進</p> <p>(4) 日本の衛生的な高度な技の世界遺産登録に向けての検討</p> <p>日本の理容技術のユネスコ無形文化遺産登録に向けて調査、検討する。</p> <p>(5) 予算委員会および財政検討打合会の開催</p> <p>予算編成にあたり、事業内容の選択と集中と経費の合理的運用に資するため予</p>

事業計画	事業執行細目
<p>見直しを長期的方策で検討する。</p> <p>(6) 協議会長会の開催</p> <p>(7) 「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」の推進（「文化広報関係」の項参照）</p> <p>(8) 理容ボランティア事業の実施（「組織関係」の項参照）</p> <p>(9) 理容体験学習課外授業プログラムの実施</p> <p>(10) インバウンド対応事業の推進 訪日外国人客の積極的な集客に向けて魅力づくり、情報発信を推進。日本の人口減少による顧客減少に備え、新たな顧客層の開拓、売上増加につなげる。</p> <p>(11) ツーペ事業の普及推進（「事業関係」の項参照）</p> <p>(12) 「全国理美容NPO法人」の支援（「総務関係」の項参照）</p> <p>(13) 毛髪相談室からヘアトータルサポートセンター（仮称）への移行（「教育関係」の項参照）</p> <p>2. 全国的PR事業の実施（「文化広報関係」の項参照）</p> <p>3. 理容師法関係事業の検討推進 理容の業権の拡充強化をはかるため、時代の変化に伴う必要な諸方策について検討するとともに、その対応につとめる。</p> <p>(1) 理容師法関係の改正変更のあった内容への対応</p> <p>(2) パンデミック対応衛生消毒2025の推進（「総務関係」の項参照）</p> <p>(3) その他</p>	<p>算委員会を開催する。</p> <p>(6) 協議会長会の開催 全国8協議会の連携による円滑な連合会運営に向けて、適宜会議を開催する。</p> <p>(7) 「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」の推進</p> <p>(8) 理容ボランティア事業の実施</p> <p>(9) 理容体験学習課外授業プログラムの実施 各組合1回まで助成を行う。</p> <p>(10) インバウンド対応事業の推進 儲かる業づくり営業本部が主体となり、訪日外国人客の受け皿づくりとして、外国人とのコミュニケーションの取り方等、接客セミナーを実施し積極的な集客につなげる。</p> <p>(11) ツーペ事業の普及推進</p> <p>(12) 「全国理美容NPO法人」の支援 全国理美容NPO法人の進める活動を支援する。</p> <p>(13) 毛髪相談室からヘアトータルサポートセンター（仮称）への移行</p> <p>2. 全国的PR事業の実施</p> <p>3. 理容師法関係事業の検討推進 令和6年度に厚生科学審議会に新設された生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会への対応等、時代の変化に伴う必要な諸方策について調査・検討し、その対応につとめる。</p> <p>(1) 理容師法の改正のあった内容への対応</p> <p>(2) パンデミック対応衛生消毒2025の推進</p> <p>(3) その他</p>

事業計画	事業執行細目
<p>4. 生活衛生法運用対策に係る事業の検討推進</p> <p>(1) 振興指針・計画に基づく事業の推進（「総務関係」の項参照）</p> <p>(2) 標準営業約款の推進（「組織関係」の項参照）</p> <p>5. 生活衛生関係団体との連携による各種施策の検討推進と渉外活動の展開</p> <p>(1) 規制改革会議等に対する対応</p> <p>(2) 理容師法関係</p> <p>(3) 生活衛生法関係</p> <p>(4) その他関連事項</p> <p>6. 海外関係機関・団体等との活動の推進（「文化広報関係」の項参照）</p> <p>その他、必要に応じて、「全国理容振興会議」「各種調査」「適正化基準に関する検討」等を実施する。</p>	<p>4. 生活衛生法運用対策に係る事業の検討推進</p> <p>(1) 振興指針・計画に基づく事業の推進</p> <p>(2) 標準営業約款の推進</p> <p>5. 生活衛生関係団体との連携による各種施策の検討推進と渉外活動の展開</p> <p>生活衛生関係団体との連携を密にしつつ、次の諸問題対応にかかる渉外活動を展開して、その実効をあげることとする。</p> <p>特に政治活動に関連する事項については、理政中央会との連携のもと所期の成果をあげるための方策を展開する。</p> <p>(1) 規制改革会議等に対する対応</p> <p>(2) 理容師法関係</p> <p>(3) 生活衛生法関係</p> <p>(4) その他関連事項</p> <p>6. 海外関係機関・団体等との活動の推進</p> <p>その他、必要に応じて、「全国理容振興会議」「各種調査」「適正化基準に関する検討」等を実施する。</p>

事業計画	事業執行細目
<p>「総務関係」</p> <p>令和7年度における連合会事業計画の基本方針に基づき、総合振興対策および関連各部門との連携事業の総務関係にかかる業務並びに各種継続事業の推進につとめるとともに、業務運営の効率化、合理化等をはかるための諸方策を検討推進する。</p> <p>1. 連合会理事長表彰の実施 表彰基準に基づき、業界功労者に対する連合会理事長表彰を行う。</p> <p>2. 各種登録制度の実施 評議員（特別評議員含む）・組合役員・組合支部長の登録を行う。</p> <p>3. 連合会定款・規程等の見直しおよび整備の検討 必要に応じ、適宜連合会定款・規程等の見直しを行い、その整備をはかる。</p>	<p>1. 連合会理事長表彰の実施 日 時 令和7年10月20日(月) 午後1時 (第194臨時総会・評議員会席上) 場 所 神戸ポートピアホテル 被表彰者 連合会役員、組合役職員等</p> <p>2. 各種登録制度の実施 (1) 連合会評議員 各組合よりの連合会評議員登録、各協議会よりの特別評議員登録を第190通常総会・評議員会までに受け付けることとし、連合会の原簿を作成し、整理・管理する。 (2) 組合役員 各組合よりの組合役員変更届により連合会の原簿を訂正し、整理・管理する。 (3) 組合支部長 各組合よりの組合支部長変更届により連合会の原簿を訂正し、整理・管理する。</p> <p>3. 連合会定款・規程等の見直しおよび整備の検討 必要に応じ、適宜見直しを行うとともに、定款・規程等の整備をはかる。</p>

事業計画	事業執行細目
<p>4. 各種会議等開催の実務並びに関連資料の収集整備 各種会議等開催の実務を行うとともに、関連資料の収集整備を行う。</p> <p>5. 事務処理の合理化の検討推進 連合会事務局の事務処理の合理化をはかるとともに、連合会・各組台間における事務の円滑化をはかるため、適宜事務担当者の情報・意見の交換等を行う。</p>	<p>(1) 連合会定款・各種規程の改廃および整備 (2) 各関係団体等の定款・規程等の収集</p> <p>4. 各種会議等開催の実務並びに関連資料の収集整備 (1) 総会・評議員会・・・・・・・・・・3回 (2) 理事会・・・・・・・・・・7回 (3) 常務理事会・・・・・・・・・・7回 (4) 正副理事長打合せ・・・・・・・・・・9回 (5) 各部門委員会・・・・・・・・・・1回 (6) 監事会・・・・・・・・・・2回 (7) 理事研修会の開催を検討する。 (8) 新春懇話会の開催を検討する。 (9) その他必要に応じ会議を開催する。</p> <p>5. 事務処理の合理化の検討推進 (1) 連合会事務処理の合理化 ①事務の効率化をはかるため、各種事務機器のO A化および事務用品の整備等を行う。 ②その他必要に応じ事務処理の合理化について検討を行う。 (2) 連合会・各組台間における事務の円滑化をはかるため、適宜事務担当者の情報・意見の交換、デジタル化推進を行う。また、各組台との情報共有と組台員への情報提供を兼ねて、連合会ホームページで、了承、承認された会議資料を掲載する。 (3) 必要に応じて関係各機関の研修会等への職員の派遣を行う。</p>

事業計画	事業執行細目
<p>6. 社会保険制度導入の推進</p> <p>7. 総務部門委員会の開催</p> <p>8. 総合振興対策に関連する事務作業</p> <p>(1) 全国理容総合研究所（理容総研）の運営</p> <p>(2) 協議会長会の開催</p> <p>全国8協議会の連携による円滑な連合会運営をめざすとともに、時代に沿った事業の検討・提案を行う。必要に応じてリモート会議で開催する。</p> <p>(3) 「全国理美容NPO法人」の支援</p> <p>(4) パンデミック対応衛生消毒2025の推進</p> <p>講習会のテーマとしては、「ポストコロナへの移行に伴う対応」をはじめ、「各店舗における衛生消毒」「感染症への対策」など、時宜にかなった適切な内容で衛生消毒講習会を開催する。</p>	<p>6. 社会保険制度導入の推進</p> <p>社会保険制度の充実を図り、若い理容師の業界への参入を推進する。</p> <p>7. 総務部門委員会の開催</p> <p>日時 令和7年9月3日(水) 午後1時</p> <p>場所 全理連ビル会議室</p> <p>打合せ事項</p> <p>1. 令和7年度総務部門事業執行状況について</p> <p>2. 令和8年度総務部門事業計画立案に関する事項について</p> <p>8. 総合振興対策に関連する事務作業</p> <p>(1) 全国理容総合研究所（理容総研）の運営</p> <p>総合振興対策より示された「全国理容総合研究所（理容総研）の運営」にかかる事務作業を行う。</p> <p>(2) 協議会長会の開催</p> <p>必要な事業の実施にあたって、適宜開催する。</p> <p>(3) 「全国理美容NPO法人」の支援</p> <p>全国理美容NPO法人の活動を支援し、訪問福祉理容に関する厚労省課長通知の浸透を図る。</p> <p>(4) パンデミック対応衛生消毒2025の推進</p> <p>衛生水準の維持向上をはかり、国民生活擁護のために理容師法に基づく消毒のより一層の徹底、公衆衛生の意義を再確認し、強力に推進することを目的に、厚生労働省並びに(公財)全国生活衛生営業指導センターの後援を得て、「全国衛生順守運動」を実施する。</p>

事業計画	事業執行細目
<p>「デジタル推進関係」</p> <p>令和7年度における連合会事業計画の基本方針に基づき、総合振興対策および関連各部門との連携事業のうちデジタル化関係にかかる業務の推進につとめる。</p> <p>1. オンラインネットワークづくりの推進</p> <p>各組合、支部、組合員への安価かつ迅速な情報発信体制づくりに向けて、各組合へLINE等を活用したネットワークづくりを依頼・推進する。また連合会と各組合の、相互発信、相互閲覧可能なネットワークを構築する。</p> <p>2. 事務処理のデジタル化の検討推進</p> <p>連合会事務局の事務処理、連合会・各組合間における事務等のデジタル化にむけて、適宜事務担当者間の情報・意見の交換等を行う。</p> <p>3. SNSを活用したPRの実施</p> <p>X、Instagram、TikTok等のアカウントを作成・運用し、業界のイメージアップを図る。</p> <p>4. ハアナビ普及委員オンライン会議の実施</p> <p>ハアナビ普及委員によるオンライン会議を実施し、各地での推進状況の共有や、使用上の問題点等を洗い出す。</p> <p>5. デジタル推進部門委員会の開催</p>	<p>1. オンラインネットワークづくりの推進</p> <p>各組合、支部、組合員への安価かつ迅速な情報発信体制づくりに向けて、各組合へLINE等を活用したネットワークづくりを依頼・推進する。各支部でのLINEグループ作成、各組合で支部長をつなぐグループ作成、各組合と連合会をつなぐグループ作成を通し、全国にピラミッド状のネットワークを構築する。</p> <p>また、首都直下型地震、南海トラフ地震等が叫ばれる日本で、強い連合会ネットワークづくりを目指し、各組合のBB防災士（仮称）と連合会総務課とのLINE接続を推進する。</p> <p>2. 事務処理のデジタル化の検討推進</p> <p>事務のデジタル化にむけて、部門間や組合間で適宜情報・意見交換を行う。</p> <p>3. SNSを活用したPRの実施</p> <p>SNS運用代行業者を活用し、SNSを活用して情報発信し、業界のイメージアップを図る。</p> <p>4. ハアナビ普及委員オンライン会議の実施</p> <p>ハアナビ普及委員によるオンライン会議を実施し、各地での推進状況の共有や、使用上の問題点等を洗い出しを行う。</p> <p>5. デジタル推進部門委員会の開催</p> <p>日時 令和7年9月3日(水) 午後1時</p> <p>場所 全理連ビル会議室</p> <p>打合せ事項</p>

事業計画	事業執行細目
<p>6. 総合振興対策に関連する事務作業</p> <p>(1) 「ヘアナビ」等を活用したデジタル化の推進</p> <p>ヘアサロンオンライン予約システム「ヘアナビ」等を活用した情報発信、オンライン予約の普及を図る。</p>	<p>1. 令和7年度デジタル推進部門事業執行状況について</p> <p>2. 令和8年度デジタル推進部門事業計画立案に関する事項について</p> <p>6. 総合振興対策に関連する事務作業</p> <p>(1) 「ヘアナビ」等を活用したデジタル化の推進</p> <p>ヘアサロンオンライン予約システム「ヘアナビ」の保守を行いつつ、オンラインでの情報発信体制づくり、オンライン予約の普及を図る。</p>

事業計画	事業執行細目
<p>「教育関係」</p> <p>令和7年度における連合会事業計画の基本方針に基づき、総合振興対策および関連各部門との連携事業の教育関係にかかる業務並びに各種継続事業の推進につとめ、教育情報の提供をとおして経営、技術の向上、収益力アップをはかるための諸方策を検討推進する。</p> <p>1. 業界教育に関する基本施策の検討推進</p> <p>連合会が行う HAIRSTYLIST CHAMPIONSHIP・ジャパンカップ（全国理容競技大会）、各種講習、講師制度の運用等教育事業の基本施策および教育制度の将来構想に関する事項を教育制度委員会で審議策定し、教育活動の推進をはかることとする。</p> <p>(1) 教育制度委員会の運営</p> <p>(2) その他、必要事項の検討</p> <p>2. 教育普及活動の実施</p> <p>HAIRSTYLIST CHAMPIONSHIP・ジャパンカップ（全国理容競技大会）、各種講習、講師制度等の運用、各種視聴覚教材の検討推進、Hair Creationの設定および教育事業推進打合せ等をとおして業界教育の</p>	<p>1. 業界教育に関する基本施策の検討推進</p> <p>(1) 教育制度委員会の運営</p> <p>委員会は必要に応じて開催し、HAIRSTYLIST CHAMPIONSHIP・ジャパンカップ（全国理容競技大会）、各種講習、講師制度等教育制度の将来構想について、主に次の事項について検討を行い審議策定する。</p> <p>① 各種講習・講師制度等について</p> <p>② HAIRSTYLIST CHAMPIONSHIP・ジャパンカップ（全国理容競技大会）競技種目について</p> <p>③ 教育関係各種規程等の見直しおよび整備について</p> <p>④ その他必要事項について</p> <p>(2) その他、必要事項の検討</p> <p>2. 教育普及活動の実施</p>

事業計画	事業執行細目
<p>普及につとめ、経営、技術の向上、収益力アップ等の支援を積極的に推進する。また、理容師制度（業務独占）の堅持と進展のため、衛生教育のさらなる推進につとめる。</p> <p>(1) ジャパンカップ2025ウエルカムパティエーの開催とHAIRSTYLIST CHAMPIONSHIP・ジャパンカップ2025（第77回全国理容競技大会）の開催</p> <p>理容技術の普及並びに向上を目的とし、広く社会にPRするため、兵庫県組合の実行で開催する。また、HAIRSTYLIST CHAMPIONSHIP・ジャパンカップ2025として国内から広く選手を募り、国際交流の観点からも海外から出場希望のあった選手は受け付ける。行政の協力を得ながら地方から海外へ向けたい大会とする。ウエルカムパティエーの開催については、実行組合と検討して進める。事前の選手登録、当日の受付においては、既存のシステム（グループフォーム、パスマーケット等）を用いてデジタル化をはかる。</p> <p>なお、大会運営に関する情報については、事前に周知徹底することとし、選手団長会議は開催しない。</p> <p>(2) 第63回技能五輪全国大会への参加</p> <p>理容、美容をはじめ約40職種の下23歳以下の青年技能者が、その技能レベルを競う本大会に連合会推薦選手を参加させるととする。</p> <p>(3) 各種講習の実施</p>	<p>(1) ジャパンカップ2025ウエルカムパティエーの開催とHAIRSTYLIST CHAMPIONSHIP・ジャパンカップ2025（第77回全国理容競技大会）の開催</p> <p>ウエルカムパティエーの開催は実行組合と検討し、大会の具体的運営方法については、大会運営規程に基づき別途検討する。</p> <p>① ジャパンカップ2025ウエルカムパティエー（予定）</p> <p>期 日 令和7年10月20日(月)（予定）</p> <p>場 所 神戸ポートピアホテル（予定） （兵庫県神戸市中央区港島中町6丁目10-1）</p> <p>② 「HAIRSTYLIST CHAMPIONSHIP・ジャパンカップ2025（第77回全国理容競技大会）」</p> <p>期 日 令和7年10月21日(火)</p> <p>場 所 ワールド記念ホール （兵庫県神戸市中央区港島中町6丁目12-2）</p> <p>競技種目 第1部門 クラシカル・トレンドヘア 第2部門 レディースカット・トレンドスタイル 第3部門 Hair Creation—2025「UNDERSTAND」 第4部門 タウンヘア「波と蒼空のコンチエルト」 第5部門 アデランス杯・ヘアピース</p> <p>(2) 第63回技能五輪全国大会への参加</p> <p>期 日 令和7年10月17日～20日（競技は18日～19日）</p> <p>場 所 愛知県</p> <p>※理容職種競技は10月6日～7日に開催（於：東京）</p> <p>(3) 各種講習の実施</p>

事業計画	事業執行細目
<p>顧客の要望に対応できる技術と売れるサロンスタイルの普及を重点に、全理連中央講師等を活用し、次の各種講習を推進していく。また、組合講習で活用するテキストの内容が古くなつたことから、テキストをリニューアルし儲かる業づくりへつなげる。さらに収益力アップをはかるため、店販品の販売方法などを講習に盛り込む。</p> <p>①組合講習 ②組合講師承認講習 ③理容専修講習 ④大学課程・トータルプロモーション科 ⑤一般講習</p>	<p>組合講習で活用するテキストは古いものから順次、時代にあつたものになりリニューアルし、サロンで売れるメニューの普及をはかる。また、顧客のヘアスタイルや髪質にあつた店販品の販売促進方法を講習に盛り込み、儲かる業づくりへつなげる。</p> <p>① 組合講習</p> <p>(イ) 開催方法は、各組合とも1回(1回1科目)、令和8年2月末日までの間に開講することとする。</p> <p>(ロ) 講師派遣費は連合会が負担する。</p> <p>(リ) 講習科目は、「Hair Creation等」および各種営業支援メニューのうちからの選択とする。</p> <p>(ニ) 必要に応じて適宜教本等を作成する。</p> <p>② 組合講師承認講習</p> <p>③ 理容専修講習</p> <p>(イ) 専修講習＝組合員およびその従業者を対象(免許取得後、間もない理容師対象)に従業に必要な知識、技術を高めるため、組合ごとに開講する。</p> <p>＝講習は、72時間(1日6時間、12日間)とする。</p> <p>④ 大学課程・トータルプロモーション科含む</p> <p>(イ) 大学課程・トータルプロモーション科</p> <p>＝免許取得後3年以上の理容師または、専修講習修了者を対象に開講する。</p> <p>＝講習は、36時間(1日6時間、6日間)とする。</p> <p>⑤ 一般講習</p> <p>(イ) 所定の全理連中央講師派遣申込書により申し込む。</p> <p>(ロ) 講師派遣費等は、開催者が負担する。</p> <p>(リ) 講習1回につき事務取扱料3,000円のうち2,000円を連合会へ納付する。</p> <p>(4) 講師制度の運用</p>

事業計画	事業執行細目
<p>講師の認定および講師研修会を行い、講師の充実をはかり教育普及活動を推進する。理容師の教育活動の推進と講師会活性化のため、令和7年度は新任講師の募集を行う。また、全国の組合員数に応じて講師定員数の見直しを検討する。</p> <p>(5) Hair Creation—2026の設定 理容師ならではの営業支援に直結した技術の普及を目的に委員会を設定し、収益力アップのための2026年のHair Creationの研究創作を行い発表することとする。</p> <p>3. 教育事業推進打台会の開催 通常開催およびリモート出席等、臨機応変に対応する。</p> <p>4. 教育部門委員会の開催</p>	<p>① 講師の認定</p> <p>(イ) 令和7年度は新任講師の募集を行う。</p> <p>(ロ) 任期更新(令和8年3月31日までの任期の講師)および定年に伴う名誉講師の認定を行う。</p> <p>(ハ) 全理連専門講師(BBエステ担当等)および特別講師の任期(1年)の更新を行う。</p> <p>② 講師研修会および科目別分科会の開催</p> <p>(イ) 講師会総会を1回5月頃開催する。</p> <p>(ロ) 研修会を2回(春・秋)開催する。</p> <p>(ハ) 講師自主研修会を適宜開催することとする。</p> <p>(ニ) 分科会(ヘアスタイリング、シェーブエステティック、ケミカル、トータルプロデュース)を適時開催する。</p> <p>(5) Hair Creation—2026の設定</p> <p>3. 教育事業推進打台会の開催 日 時 令和7年7月2日(水) 午後2時 場 所 全理連ビル9階会議室 打合せ事項 1. 令和7年度連合会教育事業の推進について 2. その他について</p> <p>4. 教育部門委員会の開催 日 時 令和7年9月3日(水) 午後1時</p>

事業計画	事業執行細目
<p>5. 総合振興対策に関連する事務作業</p> <p>(1) 営業力・競争力の強化をはかる営業支援事業の推進</p> <p>(2) 毛髪相談室からヘアトータルサポートセンター（仮称）への移行</p> <p>これまで運用してきた毛髪相談室は主に頭皮・毛髪の相談を中心に行ってきたが、今後はそれに加えて育毛やヘアスタイル相談など、名称変更と共に間口を広げたサポートセンターとする。なお、ヘアカウンセラー講習とステップアップ講習については、内容の検討見直し後の開催とする。</p> <p>(3) 全理連ナショナルチームの運営</p>	<p>場所 全理連ビル9階会議室</p> <p>打合せ事項</p> <p>1. 令和7年度事業執行状況について</p> <p>2. 令和8年度事業計画立案について</p> <p>5. 総合振興対策に関連する事務作業</p> <p>(1) 営業力・競争力の強化をはかる営業支援事業の推進</p> <p>(2) 毛髪相談室からヘアトータルサポートセンター（仮称）への移行</p> <p>① 相談間口を広げたヘアトータルサポートセンター（仮称）に関する事務作業</p> <p>② 「全理連ヘアカウンセラー資格認定講習」の内容見直し等に関する事務作業</p> <p>(3) 全理連ナショナルチームの運営</p> <p>2025年世界理容美容技術選手権大会（フランス・パリ）出場に向けて、ナショナルチームの強化のため、適宜トレーニングを行う。</p>

事業計画	事業執行細目
<p>「文化広報関係」</p> <p>令和7年度における連合会事業計画の基本方針に基づき、総合振興対策および関連各部門との連携事業の文化広報関係にかかる業務並びに各種継続事業の推進につとめるとともに、各種宣伝活動の実施をとおして理容業のイメージアップをはかり、社会的認識を高めるための諸方を検討推進する。また、関連各種情報の提供をとおして経営、技術等の振興をはかる諸方を検討推進するとともに、各種文化活動を実施する。</p> <p>1. 情報宣伝活動の実施</p> <p>(1) 対外情報宣伝活動の実施</p> <p>各種マスコミへの対応等により、理容業のイメージアップをはかり、社会的認識を高めるために、対外情報宣伝活動を推進する。</p> <p>① マスコミへの対応</p> <p>② その他、必要事項の実施</p> <p>(2) 対内情報宣伝活動の実施</p> <p>機関紙および情報誌の発行と各種媒体等の活用により、関連各種情報の提供を行い経営、技術等の振興をはかる。</p> <p>① 機関紙「理業 TIMES」の発行（12月号は大会特集号）</p> <p>② 各組合および関係団体への情報の提供</p>	<p>1. 情報宣伝活動の実施</p> <p>(1) 対外情報宣伝活動の実施</p> <p>① マスコミへの対応</p> <p>理容業のイメージアップをはかるため、関連各部門との連携をはかり、各種マスコミからの取材・問い合わせに対応するとともに、理容業界をPRするニュースリリースを適宜送付し、対外宣伝の充実をはかる。また、必要に応じて顧客向け店頭用ポスター等を配布する。</p> <p>② その他、必要事項の実施</p> <p>その他必要に応じて、対外情報宣伝活動を行う。</p> <p>(2) 対内情報宣伝活動の実施</p> <p>① 機関紙「理業 TIMES」の発行</p> <p>令和7年度より大会特集号は「理業 TIMES」12月号の紙面を増やして発行（冊子から機関紙へ移行）する。</p> <p>② 各組合および関係団体への情報の提供</p>

事業計画	事業執行細目
<p>③ その他、必要事項の実施</p> <p>2. 各種文化活動の実施</p> <p>理容業における文化的な諸活動をすすめる、情報教育の推進をはかるための諸方策を推進する。</p> <p>(1) 「理容ミュージアム」の運営</p> <p>理容に関する各種資料を収集・展示し、映像と音声で解説されたミュージアムの運営を充実させるとともに、理容の歴史・文化を広く一般にPRし、啓発と意義の浸透をはかる。</p> <p>3. 文化広報部門委員会の開催</p> <p>4. 総合振興対策に関連する事務作業</p> <p>(1) 「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」の推進</p> <p>国が行う地球温暖化防止対策に合わせ、理容業を通しての提案を行い地球温暖化防止に協力する。さらに令和7年度は、環境省と共に「デコ活」の推進をはかる。また、ヘアスタイルの募集や「SDGs」をテーマとした意見募集等の実施を検討を進める。</p> <p>前年度に引き続き、熱中症警戒アラート時に子どもや高齢</p>	<p>③ その他、必要事項の実施</p> <p>その他、必要に応じて、対内情報宣伝活動を行う。</p> <p>2. 各種文化活動の実施</p> <p>(1) 「理容ミュージアム」の運営</p> <p>デジタル推進部門と連携したYouTubeの配信で「理容ミュージアム」を広く一般にPRし、来館を促進して理容の歴史・文化等の啓発と意義の浸透をはかる。</p> <p>3. 文化広報部門委員会の開催</p> <p>日時 令和7年9月3日(水)午後1時</p> <p>場所 全理連ビル9階会議室</p> <p>打合せ事項</p> <p>1. 令和7年度事業執行状況について</p> <p>2. 令和8年度事業計画立案について</p> <p>4. 総合振興対策に関連する事務作業</p> <p>(1) 「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」の推進</p> <p>国が行う地球温暖化防止対策に合わせ、理容業を通しての提案、協力を行う。</p> <p>今年度は、「デコ活」を推進していくことから、環境負荷軽減をキーワードとした「ナチュラルエコスタイル」と「理容」×「デコ活」に関する川柳を募集し、その入賞作品をマスコミに向けて発表する。</p>

事業計画	事業執行細目
<p>者を守るための避難場所を提供する社会安全事業「クールシニア」を推進する。</p> <p>(2) チョキちゃんファミリーキャラクターの活用 チョキちゃんファミリーキャラクターを活用し、人々に親しみやすい理容サロンをアピールする。</p> <p>(3) 全国的PR事業の実施 理容業のイメージアップをはかるため、理容の魅力をアピールする各種PR事業の実施にととめる。</p> <p>① テレビ番組の制作・放映 ② デジタル推進部門と連携したPR ③ その他関連事項 ホームページの連合会管理による迅速な情報提供にととめる。</p> <p>(4) 海外関係機関・団体等との活動の推進 世界理美容美容機構（OMC）および諸外国の理美容関係機関・団体等との交流を行うとともに、2025年世界理美容美容技術選手権大会（フランス・パリ）に向けて、日本ナショナルチームの強化のため海外における技術および情報等を収集する。</p> <p>なお、世界大会観戦ツアーの募集は行わない。</p>	<p>(2) チョキちゃんファミリーキャラクターの活用</p> <p>(3) 全国的PR事業の実施 理容業のイメージアップをはかるため、理容の魅力をアピールする各種PR事業の実施にととめる。また、前年度に新設されたデジタル推進部門と連携して、SNSを活用したPRを行う。</p> <p>(4) 海外関係機関・団体等との活動の推進 世界理美容美容機構（OMC）および諸外国の理美容関係機関・団体等と国際交流をはかるとともに、活動にかかるととめる事務作業を行う。</p>

事業計画	事業執行細目
<p>「事業関係」</p> <p>令和7年度における連合事業計画の基本方針に基づき、総合振興対策および関連各部門との連携事業のうち事業関係にかかわる業務並びに各種継続事業の推進につとめるとともに、全理連ビル運営の健全化をはかるための方策を検討推進する。</p> <p>1. 全理連ビルの運営</p> <p>建築後59年を経過した全理連ビルの健全な管理運営をはかるため、各種点検を行い、適宜工事等を行う。また、全理連ビルに関する情報収集および建物や設備の劣化状態の確認を行う。</p> <p>各テナントの契約更新時には、契約形態を普通賃貸契約から定期借家契約へと移行していく。さらに、テナントの賃貸料などについては周辺の家賃相場を調査して坪単価の値上げ交渉を進める。</p> <p>また、防災・減災に関する意識を高め、対策について検討・推進する。</p>	<p>1. 全理連ビルの運営</p> <p>(1) ビル運営関係</p> <p>各テナントの快適な環境整備につとめ、健全運営をはかり、全理連ビルの建物や設備の定期的な確認・修繕を行う。</p> <p>また、防災・減災に資する情報収集を行い、必要に応じて対策を実施する。</p> <p>(2) テナント関係</p> <p>各テナントの契約更新時に、契約形態を普通賃貸契約から定期借家契約への移行を推進する。さらに、賃貸料や共益費の坪単価の見直しを行い、値上げ交渉を実施する。</p> <p>【令和7年度に更新を迎えるテナント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2025年5月10日契約更新予定 東京都理容組合 地下1階（25.50坪） ・2025年9月1日契約更新予定 辻・本郷税理士法人 5階（114.03坪） ・2025年9月1日契約更新予定 辻・本郷ITコンサルティング(株) 5階（47.45坪） ・2025年9月19日契約更新予定 Repro(株) 6階（161.48坪） ・2026年2月1日契約更新予定 Repro(株) 3階（29.35坪） <p>(3) 7階宿泊施設関係</p> <p>運営委託業者（太平ビルサービス(株)）と連携し、「全理連代々木の宿」の利用者が安心・快適に利用できる環境を整える。</p> <p>また、施設使用料の見直しを行い、値上げ交渉を実施する。</p> <p>(4) 9階貸会議室関係</p> <p>設備等の整備を適宜行い利用者が快適に利用できるようサービス向上を図る。</p>

事業計画	事業執行細目
<p>2. 理容関連用品等の推薦事業の実施</p> <p>3. 書籍・刊行物等の販売 理容業用帳簿や日報等の販売を行う。</p> <p>4. 福利厚生事業の充実・運営 組合員のための福利厚生事業の一環として、制度の充実をはかりPRを行う。</p> <p>(1) 指定旅館友の会制度 組合員の利用度合いを上げ、指定旅館の会員数を増やす。</p>	<p>2. 理容関連用品等の推薦事業の実施 理容関連用品等の推薦に関する事務作業を行う。</p> <p>3. 書籍・刊行物等の販売 理容業用帳簿や日報等の販売を行い、その主な販売は全国理美容中央学園に委託する。</p> <p>4. 福利厚生事業の充実・運営</p> <p>(1) 指定旅館友の会制度 制度および施設のPRを行い、企画委員会を開催して運営方法等について検討する。また、会員数増加を目的とした入会キャンペーンを継続実施する。さらに、宿泊補助金キャンペーンを継続実施し、組合員の利用促進を図る。</p> <p>① 各種PRの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全理連ホームページや機関紙「理楽 TIMES」を活用し、制度および施設のPRを行う。 ・ 組合に対し、積極的に会員旅館の利用を促す。 ・ その他、必要に応じて各種宣伝活動を実施する。 <p>② 総会、企画委員会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総会 令和7年6月頃に書面総会を実施する。 ・ 企画委員会 適宜開催する。 <p>③ 入会キャンペーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度～9年度までの期間、新規会員旅館の募集を実施する。 ・ 入会金無料、年会費3,000円（途中加入は月割り） <p>④ 宿泊補助金キャンペーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定旅館・ホテルに宿泊した組合員およびその1親等3名までを対象に、

事業計画	事業執行細目
<p>(2) 葬儀支援サービス 家族葬について検討、推進を行う。</p> <p>5. 事業部門委員会の開催</p> <p>6. 総合振興対策に関連する事務作業 (1) 全国理容振興会議の運営 必要に応じて、理容器具商組合および関連企業との連携をはかり、理容サロンの経営の向上に資するための方策を推進する。 (2) ツーペ事業の普及推進</p>	<p>1名につき3,000円の宿泊補助金(先着100名)を支給する。</p> <p>(2) 葬儀支援サービス 運営委託業者(㈱全国儀式サービス)と連携し、全理連ホームページや機関紙「理楽TIMES」を活用して制度のPRを行う。 また、家族葬を取り扱っていることについても周知する。</p> <p>5. 事業部門委員会の開催 日時 令和7年9月3日(水) 午後1時 場所 全理連ビル会議室 打合せ事項 1. 令和7年度上半期事業部門事業執行状況について 2. 令和8年度事業部門事業計画立案に関する事項について 3. その他</p> <p>6. 総合振興対策に関連する事務作業 (1) 全国理容振興会議の運営 必要に応じて、適宜会議を開催する。 (2) ツーペ事業の普及推進 必要に応じて、適宜会議を開催する。 また、理容サロンの経営の安定をはかる一環として、アイシャルサプライ等々の企業との連携により、普及推進に努める。</p>

事業計画	事業執行細目
<p>「組織関係」</p> <p>令和7年度における連合会事業計画の基本方針に基づき、総合振興対策および関連各部門との連携事業の組織関係にかかる業務並びに各種事業の推進につとめるとともに、組織強化のための諸方策を検討推進する。</p> <p>連合会、47都道府県組合の体制強化の礎となる組合加入の推進については、全理商連との連携事業を本年度も引き続き注力していくこととする。</p> <p>1. 組織体制強化の検討推進</p> <p>(1) 組織強化対策協議会の開催および組織強化運動の実施</p> <p>組織強化対策協議会を適宜開催し、組織強化運動の実施方法を検討するとともに、同運動の実施につとめる。</p> <p>(2) 「衛生消毒講習会」「生活衛生同業組合活動推進月間」等との連携による組織強化活動の積極的な推進</p> <p>各組合における「衛生消毒講習会」等の活動や、全国生衛中央会の「生活衛生同業組合活動推進月間」等、関係機関とも連携し、平成23年から25年に発出された厚生労働省課長通知や組合加入促進物等も有効に活かしながら、組合員の脱退防止や未加入店の加入促進に資する活動をさらに推進する。</p> <p>(3) 組合員増加策の検討</p> <p>組織部門関係会議で組合員の脱退防止や未加入店の加入促進など、組合員の増加に資する諸方策を検討する。令和4年度</p>	<p>1. 組織体制強化の検討推進</p> <p>(1) 組織強化対策協議会の開催および組織強化運動の実施</p> <p>①慢性的な組合員の減少に対する施策として組織強化運動を実施し、組合員の脱退防止や新規組合員の獲得につとめる。また、来年度の組織強化運動の実施を検討する。</p> <p>②組織対策の参考資料とするため、組織強化運動の集計データを基に、1年間の組合員の加入・脱退状況を追加調査する「組合員増減調査」を実施する。</p> <p>(2) 「衛生消毒講習会」「生活衛生同業組合活動推進月間」等との連携による組織強化活動の積極的な実施</p> <p>組織強化運動をより効果的に実施するため、連合会および各組合の各種事業や、全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生営業指導センターなど関係機関とも連携し、厚生労働省課長通知も活かしながら運動の推進をはかる。</p> <p>(3) 組合員増加策等の検討</p> <p>令和4年度に実施した組合員、後継者の年齢構成等基礎調査を活用しながら、組織部門委員会、組織強化対策協議会で検討する。</p>

事業計画	事業執行細目
<p>に実施した組合員、後継者の年齢構成等基礎調査を活用しながら、組織強化運動の実施案を検討する。</p> <p>(4) 「理容こども110番の店」制度の維持・継続 地域の安全を守るために取り組んでいる「理容こども110番の店」制度の維持・継続をはかり、地域への貢献につとめる。</p> <p>(5) ジュニアパートナー制度の各組合における導入の推進 後継者層をはじめとするサロン従業員の集まりであるジュニアパートナー制度について、「ジュニアパートナーに関する規約」を作成し、各組合において導入を推進する。早期からの組合事業への参加を促し、後継者育成につとめる。</p> <p>2. 組織活動の指導推進 (1) 女性部および青年部の会議開催への支援 協議会単位で開催する女性部および青年部の会議開催費用の一部を助成する。特に女性理容師の活躍の場や女性が活ききと働けるサロンづくりをめざす。</p> <p>3. 組織部門委員会の開催</p> <p>4. 総合振興対策に関連する事務作業 (1) 理容ボランティア事業の実施</p>	<p>(4) 「理容こども110番の店」制度の継続 地域の安全や犯罪防止活動等への協力のため各組合単位で継続して取り組み、地域社会に貢献するとともに、組合員店と未加入店との識別化をはかる。</p> <p>(5) ジュニアパートナー制度の各組合における導入の推進 今夏にジュニアパートナー代表者会議をオンライン（ZOOM）で開催し、組合員増員策等、若手従業員同士の意見交換を行う予定。</p> <p>2. 組織活動の指導推進 (1) 女性部および青年部の会議開催への支援 協議会単位で開催する女性部および青年部会議について、それぞれ年1回に限り当該協議会傘下の組合数×2万円を協議会長宛に助成する。</p> <p>3. 組織部門委員会の開催 日時 令和7年9月3日(水) 午後1時 場所 全理連ビル会議室 打合せ事項 1. 令和7年度組織部門事業執行状況について 2. 令和8年度組織部門事業計画立案に関する事項について</p> <p>4. 総合振興対策に関連する事務作業 (1) 理容ボランティア事業の実施</p>

事業計画	事業執行細目
<p>「理容ボランティアの日」(毎年9月の第2月曜日)に、全国一斉理容ボランティア活動を行い、理容師が取り組んでい る訪問理容の推進を図るとともに広く社会にアピールするこ とにつとめる。各組合への助成は行わない。</p> <p>(2) 標準営業約款の推進 YouTube等動画サイトを活用して標準営業約款(Sマーク) の普及・周知につとめる。</p>	<p>各組合からの理容ボランティア事業実施状況について、報告を受ける。</p> <p>(2) 標準営業約款の推進 標準営業約款制度の推進のため、(公財)全国生活衛生営業指導センターと連 携し、組合員店の約款登録および制度普及を図るとともに、SNS等を通じて消 費者へのPR等を行う。</p>

事業計画	事業執行細目
<p>「共済関係」</p> <p>令和7年度における連合会事業計画の基本方針に基づき、総合振興対策および関連各部門との連携事業のうち共済関係にかかる業務の推進につとめるとともに、新規加入者の獲得、既加入者の増口加入をはかるため、委託保険会社の協力を得ながら組合員や従業員およびその家族に加入促進を積極的に行う。また、各共済事業の制度内容の見直し及び制度改善等について検討する。</p> <p>1. 各種施策の実施</p> <p>(1) P R 活動の実施</p> <p>組合員および従業員に共済制度を周知するため、機関紙への掲載やパンフレットの作成等を通じて適宜P R 活動を実施する。</p> <p>(2) 加入促進方策の検討と実施</p> <p>共済制度への加入促進をはかるため、より効果的な促進方策について共済制度検討委員会を開催し検討するとともに、保険会社と連携をとり加入促進を行う。</p> <p>(3) 共済加入促進運動の実施</p> <p>各共済制度への加入促進を行うため、期間を定めた加入促進運動を実施する。</p>	<p>1. 各種施策の実施</p> <p>(1) P R 活動の実施</p> <p>①機関紙活用によるP Rの実施</p> <p>各共済制度の周知徹底をはかるため、機関紙を活用し、適宜、各共済制度の内容を特集記事として掲載する。</p> <p>②その他必要なP Rの実施</p> <p>共済パンフレットやホームページ等を活用し、共済制度の周知徹底を図る。</p> <p>(2) 加入促進方策の検討と実施</p> <p>共済制度検討委員会を開催し、加入促進方策について検討を行う。また、保険会社と連携をとり加入促進を行う。共済制度への加入促進をはかるため、より効果的な促進方策を検討するとともに、具体的な実施作業を行うこととする。</p> <p>(3) 共済加入促進運動の実施</p> <p>①団体生命共済(小型制度)加入促進キャンペーン</p> <p>期 間 令和7年4月1日から同年11月末までの8カ月間</p> <p>対象共済 団体生命共済(小型制度)</p> <p>②共済加入促進事業</p> <p>・組合員で共済加入促進事業を企画し実施した場合に、その実施にかかった実費25万円までを連合会が助成する。</p>

事業計画	事業執行細目
<p>2. 共済管理システムの保守 共済管理システムによる事務処理の合理化・簡素化を行う。</p> <p>3. デジタル化による事務処理簡素化の検討 デジタル化による共済事務の簡素化について検討する。</p> <p>4. 制度改善の諸方策の検討 共済制度検討委員会を開催し、各共済制度の制度内容の見直しおよび制度改善の諸方策について検討を行う。特に、団体生命共済の今後の加入状況を推測し、制度内容等の検討を行う。</p> <p>5. 共済部門委員会の開催</p> <p>6. 総合振興対策に関連する事務作業</p>	<p>・新規加入報奨金、加入実績報奨金を支給する。 ・委託生命保険会社への協力依頼を行う。</p> <p>2. 共済管理システムの保守 保守契約をしている欄キーバインドと定期的に web 会議を行い、システムの修正等を行う。</p> <p>3. デジタル化による事務処理簡素化の検討 パワーポイントデータによる共済説明資料を作成し、各組合に送る。</p> <p>4. 制度改善の諸方策の検討 団体生命共済(小型制度)について、未加入者数に焦点をあて、加入者数が1万人を下回らないよう加入促進運動を強化する。また、団体生命(大型制度)については、加入者数が少ないことから、制度のあり方について検討する。</p> <p>5. 共済部門委員会の開催 日 時 令和7年9月3日(水) 午後1時 場 所 全理連ビル会議室 打合せ事項 1. 令和7年度上半期共済部門事業執行状況について 2. 令和8年度共済部門事業計画立案に関する事項について 3. その他</p> <p>6. 総合振興対策に関連する事務作業</p>

資料9

生活衛生関係営業物価高騰等対応支援事業（令和6年度補正予算）について

時代にあった適正価格でのサービス提供、生産性向上に伴う衛生水準の確保、賃上げ・雇用維持等にむけて、ヘアサロンの売れるメニューづくりセミナー、SNSによる情報発信を下記のとおり実施いたしたくご提案いたします。

記

1. 名称 儲かる業づくり「ヘアサロンの売れるメニューづくりセミナー並びに SNS による事業の拡散」

2. 事業内容

6年度に実施した儲かる業づくりセミナーの検証を行いつつ、その第2弾として

- ① 顧客ニーズに応えるメニューづくり
- ② 少子高齢化に対応したメニューづくり、顧客層の拡大
- ③ SNS 等を活用した集客

等による顧客獲得、活性化にむけて地域や支部の特性を活かした取り組みも認め、全国でセミナーを開催する。

3. 実施方法

- ① 儲かる業づくり営業本部検討委員会会議の開催
- ② 支部の特性を活かした取り組みも認めたセミナーの開催（200回程度）
- ③ PR 動画の作成とポスター配布
- ④ PR 動画の SNS 配信
- ⑤ 効果測定

4. 経費

43,418,000 円（概算見積り）

国が行う補助金事業である「生活衛生関係営業物価高騰等対応支援事業」として申請を行い、不足が生じた場合は一般会計「総合振興対策費」より支出する。

※セミナーは1組合あたり4回程度、60万円（合計）を想定しています。6年度同様、実施回数等は調整可能です。

別紙2	
事業実施計画書	
実施団体名	全国理容生活衛生同業組合連合会
事業名	儲かる業づくり「ヘアサロンの売れるメニューづくりセミナー並びにSNSによる事業の拡散」
支出予定額	43,418,000 円 ※別紙3「1国庫補助基準予定額」のD欄の額と一致
事業実施予定期間	2025年 4月 1日 から2026年 3月10日 (※最長:翌年3月31日)
1 事業の必要性 (なぜこの事業を実施する必要があるのか、課題は何かについて記載する)	
<p>競争の激化や少子高齢化もあり、元気不足が見られて、全国的に理容サロンの経営は厳しくなっている。そんな中において、理容サロンの収益向上には①顧客ニーズに応えてのメニューづくり②少子高齢化に対するメニューづくりや女性集客をめざしての、日本の衛生的な高度な技をアピールしつつ、顧客層を広げる③IT社会の流れに乗っての顧客集客をめざす、などの経営戦略の工夫が必要である。</p> <p>経営状況を改善しての増収に結びつけ、雇用維持や賃上げにつなげるには時代にあった適正価格でのサービス提供が不可欠であり、それには新メニューの工夫やリバイバルメニューの復活も含めて提案していき儲かる業づくりをめざす必要がある。</p>	
2 事業の狙い (上記1の必要性に対する本事業の目的・目標について記載する)	
<p>6年度事業を検証しつつ、その第2弾として上記の①～③により、新規顧客の獲得を果すと共に業界全体の活性化につなげていくこととする。</p> <p>そのことにより個々のサロンの売上げアップ、さらには雇用の促進、併せて後継者づくりやその育成に活かせると考えている。</p> <p>特に6年度事業を一層深めて、全国理容連合会の提案する効果的な内容とともに、全国991支部の特性を活かした内容の取り組みも認め、さらにそれをSNS、ポスター等を使って、この事業の拡散を狙っていくこととする。</p>	
3 本事業の成果 (この事業の実施により得られる成果について記載する。数値化できるものは数値化する)	
<p>SNSなどの動画配信等による、一般消費者をはじめとする全国の理容サロンに対する、日本の理容の素晴らしさの再認識を促し、新メニューやリバイバルメニュー、さらには店販等による売上向上や業の活性化の成果へとつなげたい。</p>	<p>PR動画、SNSでの理容の魅力発信は訪日外国人や、幅広い特に若者層の増客へとつながり、理容サロンの増収やIT化推進につながると考えられる。</p>
4 事業内容 (この事業で何を実施するかについて、その内容を記載する)	
<p>①全国理容連合会の提案する効果的な儲かるセミナーの開催 ②全国47都道府県組織を通じて、全国991支部のより効果的と思う「儲かる業づくりメニュー」の募集とそのセミナーの開催(前項の①と②に対するセミナーとしては、衛生的な気持ちいいシェービングやアイロンパーマなどのリバイバルメニュー。スペインカールやフェードカットの人気新メニュー等々の検討予定) ③前項の中より動画及びポスターの作成 ④SNSによる動画配信 ⑤アンケート調査による効果測定を行う</p>	
5 実施方法 (上記4に記載の事業内容ごとにその実施方法・手順を時系列的に記載する)	
<p>①儲かる業づくり営業本部と名付けた検討委員会会議の開催 ②全国各地区におけるセミナーの開催(約200回程度) ③PR動画の作成・ポスター作成配布 ④PR動画SNSの配信 ⑤事業に対する効果測定とそのまとめ</p>	

(注) 事業ごとに別葉とすること。

資料11

全理連中央講師の任期更新および名誉講師の認定

結果報告書

全理連中央講師の任期更新および名誉講師について、次のとおり認定いたしましたので、ご報告申し上げます。

令和7年2月17日

全国理容生活衛生同業組合連合会
理事長 大森 利夫 殿

全理連中央講師資格認定審議会

委員長 船津博司

副委員長 行野欣也

委員 阿部 忠

〃 山口 幸一

〃 増田 直也

〃 岡本 幸蔵

〃 河合 靖臣

1. 任期満了講師について

令和7年3月31日をもって任期満了となる講師について、下記のとおり認定する。

◎任期更新の推薦を受けた講師（31名）

(氏名)	(所属)	(担当部門)
安藤 寛昭	秋田	ヘアスタイリング
信澤 健生	群馬	トータルプロデュース
鷺尾 勉	新潟	ケミカル
飯野 高嗣	茨城	ヘアスタイリング
大山 英行	茨城	トータルプロデュース
嶋志田進二	茨城	トータルプロデュース
堀井 康行	千葉	ケミカル
宮脇 宏典	千葉	ケミカル
荻原 奈々	東京	トータルプロデュース
倉田 和俊	東京	トータルプロデュース
高田 雅浩	東京	ヘアスタイリング
飛田 恭志	東京	ヘアスタイリング
友部 貴之	東京	ヘアスタイリング
濱野 雄一	東京	トータルプロデュース
丸山 一樹	東京	ヘアスタイリング
村上 重雄	東京	トータルプロデュース
吉田明希子	東京	トータルプロデュース
高木 吉之	長野	ケミカル
片桐 寿彦	愛知	ヘアスタイリング
安藤 弘美	三重	シェーブエステティック
林 淳泰	三重	ケミカル
前田 憲作	三重	ケミカル
片岡 天平	大阪	ヘアスタイリング
高橋 淳哉	大阪	ヘアスタイリング
松原 智哉	兵庫	トータルプロデュース
井高 英聖	岡山	ケミカル
菊池 暢芳	愛媛	トータルプロデュース
坂元 久文	福岡	ヘアスタイリング
山口 貴志	福岡	ヘアスタイリング
吉田 和生	熊本	ヘアスタイリング
栗野 大輔	鹿児島	ヘアスタイリング

※飯野・菊池講師は任期中に定年を迎えるため令和9年3月31日までの任期となる。

2. 定年講師について

今年度、定年（60歳）を迎える講師は下記の5名。

中嶋 聡(茨城県)	江川 真一(埼玉県)	宗像 幸彦(埼玉県)
石井 正吉(山口県)	荒木美智子(佐賀県)	

3. 名誉講師について

今年度、定年となる次の2名を下記の理由により名誉講師として認定する。

宗像 幸彦（埼玉県）

（認定理由）

平成18年より18年間にわたり全理連中央講師を委嘱され、その間、ニューヘア設定委員1回、全国大会審査委員3回、全国大会監視委員1回など教育事業に貢献。平成22年には連合会営業支援「究極のシャンプー&シェーブ」のテキスト作成など活躍した。この他、技能五輪全国大会では5回の競技委員経験があり、若手理容師の技能向上に貢献した。

検討の結果「全理連中央講師に関する規程」の第8条（名誉講師資格認定基準）のうち、2事項以上（①全理連中央講師として満15年以上従事した者であること、④業界教育・技術の振興に尽力され、特にその功績が顕著とみられる者）を満たしている。

荒木美智子（佐賀県）

（認定理由）

平成16年より20年間にわたり全理連中央講師を委嘱され、その間、ニューヘア設定委員2回、全国大会審査委員4回など教育事業に貢献。連合会営業支援担当講師として、平成17年「こどもヘアカタログ」、同23年「就活ヘア」、同24年「BBエステティック」、同25年「メンズBBエステティック」、同26年「BBブライダルエステティック」など教育事業に貢献。この他、全理連中央講師会幹事を9年間務めた。

検討の結果「全理連中央講師に関する規程」の第8条（名誉講師資格認定基準）のうち、2事項以上（①全理連中央講師として満15年以上従事した者であること、④業界教育・技術の振興に尽力され、特にその功績が顕著とみられる者）を満たしている。

資料12

全理連ナショナルチームの編成について

2025（令和7）年9月13～15日に、フランス・パリで開かれる世界理容美容技術選手権大会（2025パリ世界大会）での団体総合優勝をめざし、「2025全理連ナショナルチーム」を下記のとおり編成し、強化トレーニングを実施いたしたく存じます。

記

1. メンバーについて

(1) 役員（3名）

■ディレクター

船津 博司（全理連教育委員長）

■チーフトレーナー

片桐 寿彦（全理連中央講師・愛知県、2024ナショナルチームトレーナー）

■トレーナー

濱野 雄一（全理連中央講師・東京都、2024ナショナルチームトレーナー）

および

栗野 大輔（全理連中央講師・鹿児島県、2024ナショナルチームチーフトレーナー）

※日本代表審査委員は濱野トレーナーと致したく存じます。

(2) 選手

全理連ナショナルチーム参加有資格者を対象に、各組合に推薦を依頼したところ、次の6名の応募がありました。追加応募者がありましたらご報告いたします。

氏名	所属組合	備考
わたり ゆうた 渡利 勇太	北海道	第75回全国大会 第1部門優勝
ちば たつひこ 千葉 達彦	埼玉県	第74回全国大会 第2部門優勝
ささき さえ 佐々木 彩瑛	東京都	第76回全国大会 第1部門優勝
ひらの あきとし 平野 彰敏	福岡県	第74回全国大会 第1部門優勝・2024チーム所属
ひらた てるまさ 平田 光政	熊本県	第70回全国大会 第1部門第2位・2024チーム所属
しのだ しゅん 篠田 隼	佐賀県	第71回全国大会 第3部門第2位・2024チーム所属

2. トレーニング日程について

会場：全理連ビル（東京都渋谷区）

日程：2025（令和7）年 3月17日（月）・18日（火）
 4月14日（月）・15日（火）
 5月19日（月）・20日（火）
 6月16日（月）・17日（火）
 7月14日（月）・15日（火）
 8月18日（月）・19日（火）

3. 2025パリ世界大会について

会場：ポルト・ドゥ・ベルサイユ（フランス・パリ）

日程：2025（令和7）年9月13日（土）～15日（月）

※競技は14日（日）、15日（月）に開催

資料13

OMC 国際審査委員会議への参加について

世界理容美容機構（OMC）より、3月23～24日、イタリア・ミラノにおいて開催される国際審査委員会議の通知が届きました。同会議は、9月にパリにおいて開催される世界大会に向け、作品の傾向や技術について話し合われるほか、審査委員を務めるための試験が実施されるため、世界大会での好成績や審査委員を務めるためには会議の参加が必須となっています。

つきましては下記の通り派遣いたしたくご提案いたします。

記

期 日：2025年3月23日(日)～24日(月)

開催地：イタリア・ミラノ「メリアホテル」(20149 Via Masaccio 19 Milan)

参加者：濱野 雄一 全理連中央講師（東京都）

片桐 寿彦 全理連中央講師（愛知県）

通 訳

※派遣に係る費用は海外交流費（1・5・1）より支出いたしたく存じます。

以上



GLOBAL SYMPOSIUM

MARCH 23RD & 24TH 2025 - MILAN

JURY SEMINAR - MASTERCLASS

HAIR - AESTHETICS - NAILS

WORLD-CLASS EDUCATION:

The best in the industry share invaluable insights.

NETWORKING OPPORTUNITIES:

Connect with global peers and industry leaders.

PATH TO GLORY:

Gear up to compete on the world stage and showcase your talent.



✓ **Inspire.**
✓ **Compete.**
✓ **Triumph.**

Dates: March 23&24 - 2025

Location: Melia Hotel Milano

Participation Fee: €800 (includes)

- Sunday Global Cocktail Award Night

- 2 Days of Lunches

- 2 Coffee Breaks per Day



scan to register

Seats are Limited – Register now to secure your spot!

資料14

2025 パリ世界大会ジュニア部門の出場選手募集について

9月13～15日（大会当日は9月14～15日）にフランス・パリで開催される「2025パリ世界大会」のジュニア部門に出場する選手を下記のとおり募集いたしたくご提案いたします。

記

世界大会ジュニア部門

①参加資格（下記(1)～(4)をすべて満たすこと）

- (1) 日本国籍を有する組合員、またはその従業員
- (2) 所属組合理事長の推薦を受けた者
- (3) トレーニングに参加可能な者
- (4) 「2025パリ世界大会」競技当日（2025年9月14・15日）24歳未満の者
＝2002年（平成14年）9月16日以降生まれ（競技当日が24歳の誕生日は不可）

②トレーニングについて

- (1) 指定する合同トレーニング（東京で実施）に参加していただきます
- (2) 必要に応じて別途トレーニングを集中的に行います

③選手への主な助成

- (1) 世界大会の出場登録料
- (2) 世界大会出場時の支援金 15万円（「全理連ナショナルチーム育英支援の会」より）
- (3) チーム編成時、ジュニア選手1名につきマネキン2体を支給（「全理連ナショナルチーム育英支援の会」より）

④選手が自己負担する主な費用

- (1) 合同トレーニング参加にともなう諸費用（マネキン代、交通費、宿泊費等）
- (2) 世界大会参加に要する諸費用（マネキン代、交通費、宿泊費等）
- (3) その他諸費用（通信費、海外旅行保険等）

⑤提出書類

下記3点の書類を 2025年（令和7年）4月11日（金）全理連必着で送付すること

- (1) 出場申込書 兼 推薦書
- (2) 誓約書
- (3) 参加者の履歴書※市販の履歴書に大会出場歴等をできるだけ詳細に明記のこと

⑥その他

- (1) 出場は1競技種目のみとなります。

理容ジュニア部門実施競技種目（予定、すべてマネキンモデル）

- ・ カーリーカット（35分）
- ・ ストリートカット（35分）

※全ての競技項目には「カラー&スタイル」が含まれています。

- (2) 世界大会への出場や出場種目に関しては、合同トレーニングの内容等を勘案し、トレーナー等が協議し決定します

- (3) 合同トレーニングの日程は下記のとおり

会場：全理連ビル（東京都渋谷区代々木1-36-4）

日程：2025年（令和7年）

5/19（月）	・	20（火）
6/16（月）	・	17（火）
7/14（月）	・	15（火）
8/18（月）	・	19（火）

- (4) 世界大会への出場およびメダル獲得にむけトレーニング等準備を進めますが、新型コロナウイルスなどの感染症やテロの発生等、渡航が適当でないと考えられる場合には出場を見送る可能性がありますのであらかじめご了承ください。

OMC HAIRWORLD
PRESENTS

ONSITE 2025 PARIS RULES GUIDE

メンズジュニア“個人戦”カーリーカット
マネキンヘッド (OMCオフィシャルスポンサーのものであること)



ライジングスターアワード -16~23歳、競技当日が24歳の誕生日は不可

選手は待機エリアに並ぶ前にマネキンの髪を濡らしブラシでバックに梳かす必要がある。ミラー番号は待機エリアで配布される。OMC競技委員は選手を競技エリアに案内し該当するミラー番号に案内する。選手は5分以内にすべての用具類を準備する。

ゼネラルコミッショナーはすべての選手にレッドカーペットで待機するよう呼びかける。競技委員はルールを確認する。もし髪が濡れていない場合は競技委員がバックにブラッシングする。ゼネラルコミッショナーが競技を開始する。

テーマ: ヘアスタイルは、その年のインスピレーションのイメージを反映したヘアスタイルでなければならない。

頭髮の長さ: トップの髪の長さは最低10cm以上でなければならない。後頭下部と耳周りは最低4cm以上でなければならない。髪の長さが規定よりも短い場合減点される。

ヘアカラー: ヘアカラーは調和がとれていなければならない。許可される色は、白、黒、ブラウン、ブロンド、シルバー、グレー。他の色はすべて禁止。

ヘアスタイル: トップはカールしていなければならない。完成したヘアスタイルは、コマーシャルサロンスタイルでなければなりません。

用具: すべて許可される

競技時間: 35分間

得点: 最高点 30点/最低点 24点

x. 対象外: リアル & オンライン

x. オンラインマネキンヘッド: 4枚の写真を提示する必要がある、1枚の正面画像には上部も映っていないなければならない。ヘアスタイルを示す側面画像1枚、背面画像1枚。プロフィールの写真はペナルティとなる。4枚目の写真はマネキンオフィシャルスポンサーの名前です。

x. 禁止: 全身ボディマネキンは禁止

x. 減点: 違反ごとに10点

OMC HAIRWORLD
PRESENTS
ONSITE 2025 PARIS RULES GUIDE

メンズジュニア“個人戦”ストリートカット
マネキンヘッド (OMCオフィシャルスポンサーのものであること)



ジュニアライジングスターアワード -16~23歳、競技当日が24歳の誕生日は不可

選手は待機エリアに並ぶ前にマネキンの髪を濡らしブラシでバックに梳かす必要がある。ミラー番号は待機エリアで配布される。OMC競技委員は選手を競技エリアに案内し該当するミラー番号に案内する。選手は5分以内にすべての用具類を準備する。

ゼネラルコミッショナーはすべての選手にレッドカーペットで待機するよう呼びかける。競技委員はルールを確認する。もし髪が濡れていない場合は競技委員がバックにブラッシングする。ゼネラルコミッショナーが競技を開始する。

テーマ: ヘアスタイルは、その年のインスピレーションのイメージを反映したヘアスタイルでなければならない。

頭髮の長さ: トップの髪の長さは最低6 cm以上でなければならない。後頭下部と耳周りは最低4 cm以上でなければならない。髪の長さが規定よりも短い場合減点される。もみあげは事前にカットできる。

ヘアカラー: ヘアカラーは調和がとれていなければならない。許可される色は、白、黒、ブラウン、ブロンド、シルバー。他の色はすべて禁止。

カット&スタイル: すべて許可される。完成したヘアスタイルは、ストリートコマースャルサロンスタイルでなければなりません。

競技時間: 35分間

得点: 最高点 30点 / 最低点 24点

x. **対象外:** リアル & オンライン

x. **オンラインマネキンヘッド:** 4枚の写真を提示する必要がある、1枚の正面画像には上部も映っていないといけない。ヘアスタイルを示す側面画像1枚、背面画像1枚。プロフィールの写真はペナルティとなる。4枚目の写真はマネキンオフィシャルスポンサーの名前です。

x. **禁止:** 全身ボディマネキンは禁止

x. **減点:** 違反ごとに10点

資料15

2025 パリ 世界大会個人戦部門の出場選手募集について

9月13～15日（大会当日は9月14～15日）にフランス・パリで開催される「2025 パリ世界大会」の個人戦部門に出場する選手を下記のとおり募集いたしたくご提案いたします。

記

世界大会個人戦部門

①参加資格（下記(1)～(3)をすべて満たすこと）

- (1) 組合員及びその従業員である理容師
- (2) 所属組合理事長の推薦を受けた者
- (3) 過去の全国理容競技大会「マスタースタイリスト部門」、「世界大会種目」、「HAIR WORLD ジャパンカップオープン」（2022 オンラインおよび第75回全国大会の第1・第2・ヘアピース部門）、「ヘアワールド・ジャパンカップ2024」の第4・第5部門のいずれかに出場した者

②選手への主な助成

- (1) 世界大会の出場登録料
- (2) 世界大会出場時の支援金 10万円（「全理連ナショナルチーム育英支援の会」より）

③選手が自己負担する主な費用

- (1) トレーニング参加にともなう諸費用（マネキン代、交通費、宿泊費等）
- (2) 世界大会参加に要する諸費用（マネキン代、交通費、宿泊費等）
- (3) その他諸費用（衣装代、通信費、海外旅行保険等）

④提出書類

下記3点の書類を 2025年（令和7年）5月12日（月）全理連必着 で送付すること

- (1) 出場申込書 兼 推薦書
- (2) 誓約書
- (3) 参加者の履歴書※市販の履歴書に大会出場歴等をできるだけ詳細に明記のこと

⑤その他

- (1) 2025 パリ世界大会で使用するマネキンは「pivot point」社製のマネキンを予定しています。価格は1体 30,000～40,000 円程度（送料は選手自己負担）となります。
- (2) 出場は1競技種目のみとなります。また、応募者多数の場合は世界大会への出場登録に際し選考を行う場合があります。
- (3) 世界大会の競技要項を適用することとなりますので、全国大会等とは競技種目等が異なる場合があります。ご留意いただいた上でのお申し込みをお願い致します。
- (4) 参加選手決定後、トレーニングを開催予定（東京開催予定）。詳細は選手決定後本人に通知します。
- (5) 実施競技種目（予定）
理容シニア部門（フルファッションルック以外、すべてマネキンモデル）
 - ・ カーリーカット（35分）
 - ・ ストリートカット（35分）
 - ・ コマーシャルフェードカット（35分）
 - ・ ロースキンフェードカット（35分）
 - ・ クラシックフェードカット（35分）
 - ・ クラシックカット（35分）
 - ・ クリエイティブスタイル（35分）
 - ・ フルファッションルック（3分）※展示のみ、人間モデル※全ての競技項目には「カラー&スタイル」が含まれています。
- (6) 世界大会への出場およびメダル獲得にむけトレーニング等準備を進めますが、新型コロナウイルスなどの感染症やテロの発生等、渡航が適当でないと考えられる場合には出場を見送る可能性がありますのであらかじめご了承ください。

OMC HAIRWORLD
PRESENTS
2025 PARIS RULES GUIDE

メンズシア“ファッションカテゴリー”第1競技カーリーカット

マネキンヘッド (OMCオフィシャルスポンサーのものであること)



選手は待機エリアに並ぶ前にマネキンの髪を濡らしブラシでバックに梳かす必要がある。ミラー番号は待機エリアで配布される。OMC競技委員は選手を競技エリアに案内し該当するミラー番号に案内する。選手は5分以内にすべての用具類を準備する。

ゼネラルコミッショナーはすべての選手にレッドカーペットで待機するよう呼びかける。競技委員はルールを確認する。もし髪が濡れていない場合は競技委員がバックにブラッシングする。ゼネラルコミッショナーが競技を開始する。

テーマ: ヘアスタイルは、その年のインスピレーションのイメージを反映したヘアスタイルでなければならない。

頭髮の長さ: トップの髪の長さは最低6 cm以上でカーリーでなければならない。後頭下部と耳周りは最低4 cm以上なければならない。もみあげは事前にカットできる。トップの髪の長さが6 cmよりも短い場合減点される。

ヘアカラー: ヘアカラーは調和がとれていなければならない。許可される色は、白、黒、ブラウン、ブロンド、シルバー、グレー。他の色はすべて禁止。

ヘアスタイル: バックからトップにかけてカールしている必要がある。完成したヘアスタイルは、コマーシャルサロンルックでなければなりません。

用具: すべて許可される。

競技時間: 35分間

得点: 最高点 30点 / 最低点 24点

x. 対象外: リアル & オンライン

x. オンラインマネキンヘッド: 4枚の写真を提示する必要があり、1枚の正面画像には上部も映っていないなければならない。ヘアスタイルを示す側面画像1枚、背面画像1枚。プロフィールの写真はペナルティとなる。4枚目の写真はマネキンオフィシャルスポンサーの名前です。

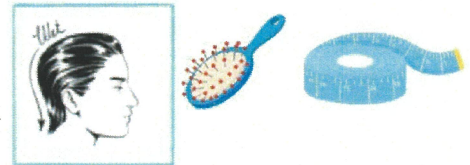
x. 禁止: 全身ボディマネキンは禁止

x. 減点: 違反ごとに10点

OMC HAIRWORLD
PRESENTS
2025 PARIS RULES GUIDE

メンズシニア“ファッションカテゴリー”第2競技ストリートカット

マネキンヘッド (OMCオフィシャルスポンサーのものであること



選手は待機エリアに並ぶ前にマネキンの髪を濡らしブラシでバックに梳かす必要がある。ミラー番号は待機エリアで配布される。OMC競技委員は選手を競技エリアに案内し該当するミラー番号に案内する。選手は5分以内にすべての用具類を準備する。

ゼネラルコミッショナーはすべての選手にレッドカーペットで待機するよう呼びかける。競技委員はルールを確認する。もし髪が濡れていない場合は競技委員がバックにブラッシングする。ゼネラルコミッショナーが競技を開始する。

テーマ: ヘアスタイルは、その年のインスピレーションのイメージを反映したヘアスタイルでなければならない。

頭髮の長さ: トップの髪の長さは最低6cm以上でなければならない。後頭下部と耳周りは最低4cm以上でなければならない。トップの髪の長さが6cmよりも短い場合減点される。もみあげは事前にカットできる。

ヘアカラー: ヘアカラーは調和がとれていなければならない。許可される色は、白、黒、ブラウン、ブロンド、シルバー、グレー。他の色はすべて禁止。

用具: すべて許可される。

ヘアスタイル: すべて許可される。完成したヘアスタイルは、極めてストリートなコマーシャルサロンスタイルでなければなりません。

競技時間: 35分間

得点: 最高点 30点 / 最低点 24点

x. 対象外: リアル & オンライン

x. オンラインマネキンヘッド: 4枚の写真を提示する必要がある。1枚の正面画像には上部も映っていないといけない。ヘアスタイルを示す側面画像1枚、背面画像1枚。プロフィールの写真はペナルティとなる。4枚目の写真はマネキンオフィシャルスポンサーの名前です。

x. 禁止: 全身ボディマネキンは禁止

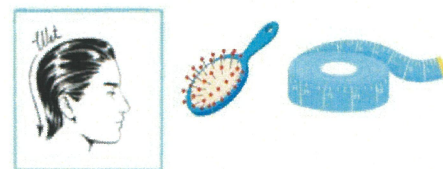
x. 減点: 違反ごとに10点

OMC HAIRWORLD

PRESENTS

2025 PARIS RULES GUIDE

メンズシニア“バーバー”カテゴリ” 第1 競技フェードカット



マネキンヘッド (OMCオフィシャルスポンサーのものであること)

選手は待機エリアに並ぶ前にマネキンの髪を濡らしブラシでバックに梳かす必要がある。ミラー番号は待機エリアで配布される。OMC競技委員は選手を競技エリアに案内し該当するミラー番号に案内する。選手は5分以内にすべての用具類を準備する。

ゼネラルコミッショナーはすべての選手にレッドカーペットで待機するよう呼びかける。競技委員はルールを確認する。もし髪が濡れていない場合は競技委員がバックにブラッシングする。ゼネラルコミッショナーが競技を開始する。

テーマ: ヘアスタイルは、その年のインスピレーションのイメージを反映したヘアスタイルでなければならない。

頭髮の長さ: トップの髪の長さは最低 6 cm 以上でなければならない。後頭下部と耳周りは最低 4 cm 以上でなければならない。トップの髪の長さが 6 cm よりも短い場合減点される。もみあげは事前にカットできる。

カット用具: 全てのカット用具は許可される

ヘアスタイル: すべて許可される。完成したヘアスタイルは、コマーシャルサロンスタイルでなければなりません。

ヘアカラー: ヘアカラーは調和がとれていなければならない。許可される色は、白、黒、ブラウン、ブロンド、シルバー、グレー。他の色はすべて禁止。

競技時間: 3 5 分間

得点: 最高点 3 0 点 / 最低点 2 4 点

x. **対象外:** リアル & オンライン

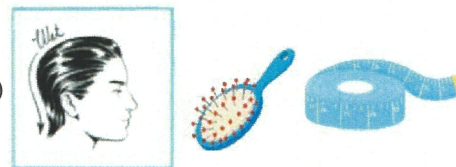
x. **オンラインマネキンヘッド:** 4 枚の写真を提示する必要があり、1 枚の正面画像には上部も映っていなければならない。ヘアスタイルを示す側面画像 1 枚、背面画像 1 枚。プロフィールの写真はペナルティとなる。4 枚目の写真はマネキンオフィシャルスポンサーの名前です。

x. **禁止:** 全身ボディマネキンは禁止

x. **減点:** 違反ごとに 10 点

OMC HAIRWORLD
PRESENTS
2025 PARIS RULES GUIDE

メンズシア“バーバーカテゴリー”第2競技ロースキフエードカット
マネキンヘッド (OMCオフィシャルスポンサーのものであること)



選手は待機エリアに並ぶ前にマネキンの髪を濡らしブラシでバックに梳かす必要がある。ミラー番号は待機エリアで配布される。OMC競技委員は選手を競技エリアに案内し該当するミラー番号に案内する。選手は5分以内にすべての用具類を準備する。

ゼネラルコミッショナーはすべての選手にレッドカーペットで待機するよう呼びかける。競技委員はルールを確認する。もし髪が濡れていない場合は競技委員がバックにブラッシングする。ゼネラルコミッショナーが競技を開始する。

テーマ: ヘアスタイルは、その年のインスピレーションのイメージを反映したヘアスタイルでなければならない。

頭髮の長さ: トップの髪の長さは最低 6 cm 以上でなければならない。後頭下部と耳周りは最低 4 cm 以上でなければならない。トップの髪の長さが 6 cm よりも短い場合減点される。もみあげは事前にカットできる。

ヘアカラー: ヘアカラーは調和がとれていなければならない。許可される色は、白、黒、ブラウン、ブロンド、シルバー、グレー。他の色はすべて禁止。

カット用具: 全てのカット用具は許可される

ヘアスタイル: すべて許可される。完成したヘアスタイルは、極めてストリートなコマーシャルスタイル（スタイリングされたものではない）でなければなりません。

競技時間: 35分間

得点: 最高点 30点 / 最低点 24点

x. 対象外: リアル & オンライン

x. オンラインマネキンヘッド: 4枚の写真を提示する必要がある、1枚の正面画像には上部も映っていないなければならない。ヘアスタイルを示す側面画像1枚、背面画像1枚。プロフィールの写真はペナルティとなる。4枚目の写真はマネキンオフィシャルスポンサーの名前です。

x. 禁止: 全身ボディマネキンは禁止

x. 禁止: 彫り物のようなデザイン

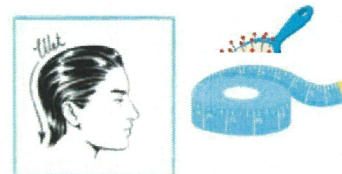
x. 禁止: カラーズプレーの使用

x. 減点: 違反ごとに10点

OMC HAIRWORLD
PRESENTS

2025 PARIS RULES GUIDE

メンズヘア“クラシックカテゴリー”第1競技フェードカット
マネキンヘッド (OMCオフィシャルスポンサーのものであること)



選手は待機エリアに並ぶ前にマネキンの髪を濡らしブラシでバックに梳かす必要がある。ミラー番号は待機エリアで配布される。OMC競技委員は選手を競技エリアに案内し該当するミラー番号に案内する。選手は5分以内にすべての用具類を準備する。

ゼネラルコミッショナーはすべての選手にレッドカーペットで待機するよう呼びかける。競技委員はルールを確認する。もし髪が濡れていない場合は競技委員がバックにブラッシングする。ゼネラルコミッショナーが競技を開始する。

テーマ: ヘアスタイルは、その年のインスピレーションのイメージを反映したヘアスタイルでなければならない。

髪の長さ: トップの髪の長さは自由。もみあげは事前にカットできる。後頭下部と耳周りは最低4 cm以上なければならない。トップの髪の長さが4 cmよりも短い場合減点される。

ヘアスタイル: 仕上げるためにコームを使用することができる。

用具: すべて許可される

ヘアカラー: トップに部分的にヘアカラーが施されているモデルはペナルティの対象となります。ヘアカラーは調和がとれていなければならない。許可される色は、白、黒、ブラウン、ブロンド、シルバー、グレー。他の色はすべて禁止。

競技時間: 35分間

得点: 最高点 30点 / 最低点 24点

x. 対象外: リアル & オンライン

x. オンラインマネキンヘッド: 4枚の写真を提示する必要があり、1枚の正面画像には上部も映っていないなければならない。ヘアスタイルを示す側面画像1枚、背面画像1枚。プロフィールの写真はペナルティとなる。4枚目の写真はマネキンオフィシャルスポンサーの名前です。

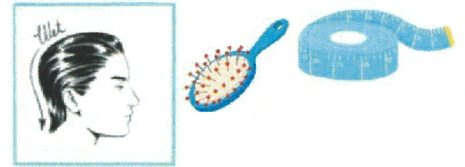
x. 禁止: 全身ボディマネキンは禁止

x. 減点: 違反ごとに10点

OMC HAIRWORLD
PRESENTS

2025 PARIS RULES GUIDE

メンズヘア“クラシックカテゴリー”第2競技クラシックカット
マネキンヘッド (OMCオフィシャルスポンサーのものであること)



選手は待機エリアに並ぶ前にマネキンの髪を濡らしブラシでバックに梳かす必要がある。ミラー番号は待機エリアで配布される。OMC競技委員は選手を競技エリアに案内し該当するミラー番号に案内する。選手は5分以内にすべての用具類を準備する。

ゼネラルコミッショナーはすべての選手にレッドカーペットで待機するよう呼びかける。競技委員はルールを確認する。もし髪が濡れていない場合は競技委員がバックにブラッシングする。ゼネラルコミッショナーが競技を開始する。

テーマ: ヘアスタイルは、その年のインスピレーションのイメージを反映したヘアスタイルでなければならない。

髪の長さ: トップの髪の長さは自由。もみあげは事前にカットできる。後頭下部と耳周りは最低4 cm以上なければならない。トップの髪の長さが4 cmよりも短い場合減点される。

ネックライン: ネックラインは伝統的なテーパーとグラデーションが入っていないなければならない。クリッパーおよびセニングシザーの使用は禁止。

ヘアカラー: 黒のみ

競技時間: 35分間

得点: 最高点 30点 / 最低点 24点

x. 対象外: リアル & オンライン

x. オンラインマネキンヘッド: 4枚の写真を提示する必要がある。1枚の正面画像には上部も映っていないなければならない。ヘアスタイルを示す側面画像1枚、背面画像1枚。プロフィールの写真はペナルティとなる。4枚目の写真はマネキンオフィシャルスポンサーの名前です。

x. 禁止: クリッパーおよびセニングシザーの使用

x. 禁止: 全身ボディマネキンは禁止

x. 減点: 違反ごとに10点

OMC HAIRWORLD
PRESENTS

ONSITE 2025 PARIS RULES GUIDE

メンズヘア“個人戦”クリエイティブスタイル
マネキンヘッド(OMCオフィシャルスポンサーのものであること)



選手は待機エリアに並ぶ前にマネキンの髪を濡らしブラシでバックに梳かす必要がある。ミラー番号は待機エリアで配布される。OMC競技委員は選手を競技エリアに案内し該当するミラー番号に案内する。選手は5分以内にすべての用具類を準備する。

ゼネラルコミッショナーはすべての選手にレッドカーペットで待機するよう呼びかける。競技委員はルールを確認する。もし髪が濡れていない場合は競技委員がバックにブラッシングする。ゼネラルコミッショナーが競技を開始する。

テーマ: ヘアスタイルは、その年のインスピレーションのイメージを反映したヘアスタイルでなければならない。

ヘアカラー: ヘアカラーは調和がとれていなければならない。許可される色は、白、黒、ブラウン、ブロンド、シルバー、グレー。他の色はすべて禁止。

スタイリング用具: すべて許可される

競技時間: 35分間

得点: 最高点 30点/最低点 24点

x. 対象外: リアル & オンライン

x. オンラインマネキンヘッド: 4枚の写真を提示する必要がある、1枚の正面画像には上部も映っていないといけない。ヘアスタイルを示す側面画像1枚、背面画像1枚。プロフィールの写真はペナルティとなる。4枚目の写真はマネキンオフィシャルスポンサーの名前です。

x. 禁止: 全身ボディマネキンは禁止

x. 減点: 違反ごとに10点

OMC HAIRWORLD
PRESENTS

ONSITE 2025 PARIS RULES GUIDE

メンズシア“個人戦”フルファッションルック 人間モデル (展示のみ)

OMC ガイドラインとオートクチュールの基準にインスピレーションを得た、洗練された現代的なスタイルを反映すること。

一般的なガイドライン: コンペティションディレクターが開始前にルールを確認します。スタイルのエッセンス: ヘアスタイルと服装は、ヴォーグなど一流のメンズクチュール雑誌に掲載されている現在のトレンドを模倣する必要があります。全体的な美観は、消費者に優しく、流行に敏感なものでなければなりません。

テーマ: ヘアスタイルは、その年のインスピレーションのイメージを反映したヘアスタイルでなければならない。

ヘアスタイル: インスピレーションは、OMC インスピレーションイメージと一致し、現代のランウェイトレンドに適した優雅さと洗練さを反映している必要があります。

事前スタイリング: ヘアスタイルは技術力と創造性を披露するために事前に準備する必要があります。

ドレスコード: ファッション基準は、主要ファッション雑誌 (例: Vogue Homme) に見られるような現代的なメンズクチュールスタイルを反映したものでなければなりません。アンサンブルには、テーラードスーツ、ミニマルなレイヤー、シャープなディテール、またはハイファッションでありながら着用可能な美学が含まれている必要があります。

基準: ヘアスタイルの完成度、色の調和、全体的な見た目のプレゼンテーション

競技時間: 3分間(展示のみ)

得点: 最高点 30点/最低点 24点

禁止: アヴァンギャルドやファンタジーなスタイル

減点: 違反ごとに10点

資料16 当日配布差替資料

「波と蒼空のコンチェルト」のヘアスタイル写真選考結果について

※この度の発表は募集に対しての表彰であります。

10月21日（火）に行う「ジャパンカップ 2025・第4部門」の参考ヘアスタイルは、入賞の最優秀作品を参考に後日公表します。

「蒼空」

最優秀賞



根津英和（京都府）

優秀賞



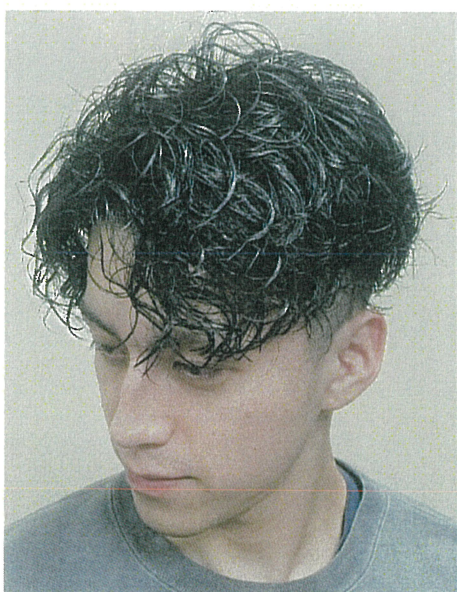
王緯婷（台湾）



車ソヨン（韓国）
（敬称略）

「波」

最優秀賞

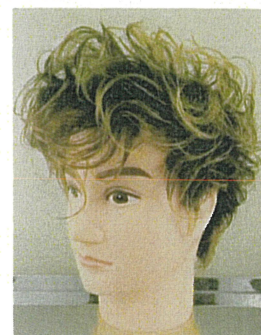


西拓実（京都府）

優秀賞



西関誠（兵庫県）



勝田剛光（静岡県）
（敬称略）

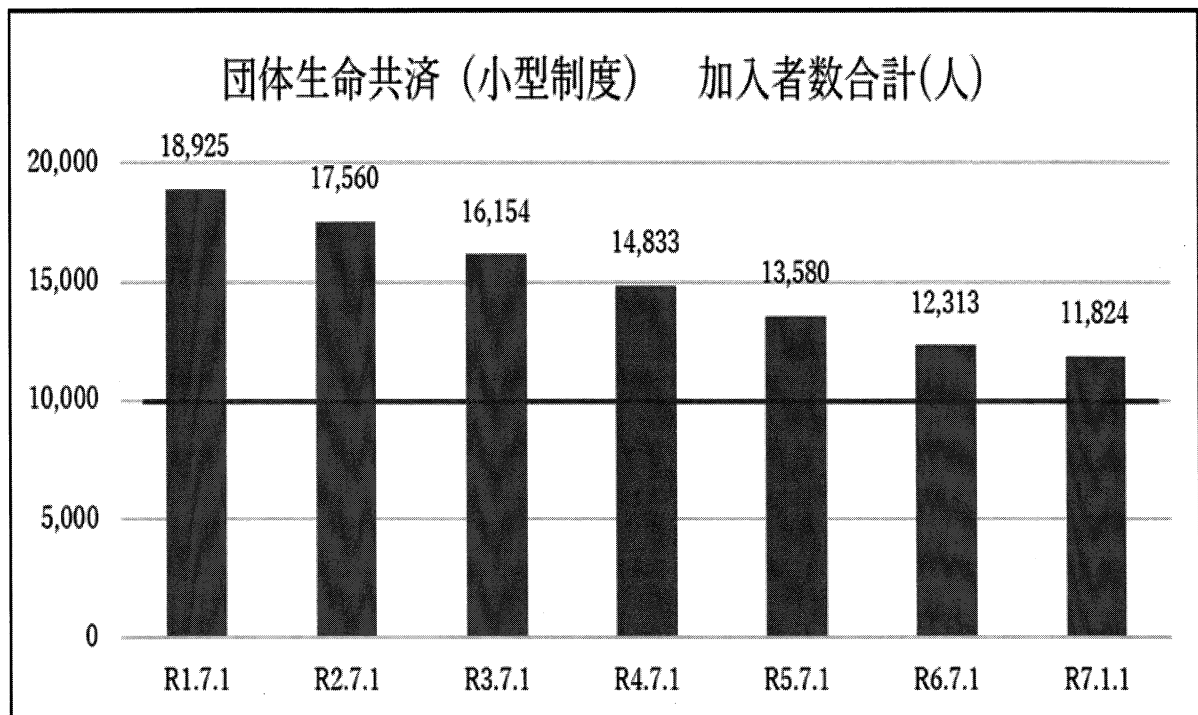
資料17

令和7年度 共済加入促進運動の実施について

1. 現状把握・目的

団体生命共済（小型制度）の加入者数は令和7年1月末現在11,824名（加入率34.6%）です。加入者数が10,000名を下回ってしまうと、配当金が減ってしまう可能性があり、連合会事業の運営費の財源の確保が難しくなってきます。

そこで、「**組合による組合員のための共済**」をキャッチフレーズに、団体生命（小型制度）の加入者数を何としても10,000名維持・増加することを目的として、未加入者（4ページ参照）に的を絞ったキャンペーンを行います。



2. 団体生命共済(小型制度)加入促進キャンペーン

(1) 期間

令和7年4月1日から同年11月末日までの8カ月間とします。

(令和7年4月1日～同年12月1日加入まで)

(2) 対象共済

団体生命共済（小型制度）

(3) 対象者

「A賞」団体生命共済（小型制度）に新規加入し継続されている方。

(令和7年4月1日～同年12月1日加入まで)

「B賞」令和7年12月1日現在、団体生命共済（小型制度）に加入している方。

(4) 賞品内容

「A賞」商品券 10,000円分×500名(先着)

「B賞」商品券 3,000円分×300名(下記(5)のとおり抽選)

(5) 抽選方法と当選通知等

- ①令和8年1月下旬にコンピューターにより、「B賞」300名の抽選を行います。
- ②令和8年3月下旬頃に賞品の発送を行います。
- ③各組合には当選者名簿を送付します。

3. 共済加入促進事業

(1) 組合独自の共済加入促進事業への助成

組合独自で共済加入促進事業を企画し実施した場合に、その実施に係った実費25万円(上限)までを連合会が助成します。

企画がまとまりましたら、「実施計画書」を提出してください。終了後には「実施報告書・助成金請求書」の提出により助成金を支払います。領収書コピーや明細書、広告を掲載した新聞等を必ず添付のうえ、3月上旬までにご請求ください。

【助成例】

- ①加入促進、脱退防止策の検討、制度の周知徹底等のため組合主催の共済事業推進打合せを開催した場合の会場費、交通費、日当(web会議の日当でも可)
- ②組合機関紙などに共済体験談記事または全理連共済のPR記事を作成し掲載した場合の掲載料
- ③促進のための組合役員、県・支部共済担当者、支部長、女性部、青年部などの交通費や日当
- ④共済加入促進に積極的に取り組んだ支部への表彰の副賞金代
- ⑤新規・増口(額)加入者の抽選による景品代
- ⑥その他共済の加入促進に関する事業

(2) 報奨金の支給

① 新規加入報奨金

団体生命共済(小型)、療養補償共済(所得)、療養補償共済(医療)の新規加入1名につき2,000円を組合および支部にそれぞれ同額を支給します。

新規加入報奨金は、令和7年1月1日加入分より同年12月1日加入分までを対象とします。

②加入実績報奨金

「火災共済」・「団体生命共済（小型）」・「療養補償共済（所得・医療）」の3共済の加入実績（12月1日加入現在）に応じ、下記の報奨金を組合および支部にそれぞれ同額を支給します。

共済種目	報奨金支給条件	報奨金額
火災	支部員数の90%以上加入の支部 ※1物件100万円以上の加入が対象	加入1物件につき500円
団体生命 (小型)	支部員数の90%以上加入の支部	加入1名につき500円
療養補償 (所得)	支部員数の90%以上加入の支部	加入1名につき500円
療養補償 (医療)	支部員数の90%以上加入の支部	加入1名につき500円

(3)委託生命保険会社営業社員への協力依頼

委託生命保険会社に理容組合の担当営業社員として活動する人数を全理連に報告してもらい、全理連はその営業社員数分の「担当者証」を発行する。(5ページ参照)

また、団体生命共済（小型制度）の下記人数または口数を新規獲得した営業社員を対象に、連合会がカタログギフトを贈呈します。

(獲得人数または口数は、令和7年4月1日～同年12月1日加入分を対象とします。)

注：期間中の減口・脱退(再加入)は含みません。

対象人数・口数

10人または30口以上 カタログギフト30,000円相当(消費税別)

5人または20口以上 カタログギフト20,000円相当(消費税別)

3人または10口以上 カタログギフト10,000円相当(消費税別)


※人数を優先とする。

団体生命共済(小型制度) 加入状況表

令和6年4月1日～令和7年1月31日

地区	項目 県別	組合員数 (7年1月)	6年3月末		増減口数			7年1月末		未加入数	加入率(%)
			加入人数	加入口数	加入	脱退	差引	加入人数	加入口数		
東	北海道	1,251	198	454	14	38	-24	189	430	1,062	15.1
	青森	583	107	241	3	24	-21	100	220	483	17.2
	秋田	534	133	289	1	36	-35	115	254	419	21.5
	山形	603	360	774	9	88	-79	336	695	267	55.7
	岩手	628	199	389	2	31	-29	190	360	438	30.3
北	宮城	670	119	275	3	36	-33	109	242	561	16.3
	福島	819	134	360	3	38	-35	119	325	700	14.5
関東甲信越	群馬	782	640	1,381	32	209	-177	577	1,204	205	73.8
	栃木	640	324	684	15	88	-73	288	611	352	45.0
	新潟	1,295	360	689	8	69	-61	334	628	961	25.8
	茨城	1,091	558	1,305	25	162	-137	519	1,168	572	47.6
	千葉	1,492	376	720	19	107	-88	337	632	1,155	22.6
	神奈川	1,585	568	1,330	25	181	-156	511	1,174	1,074	32.2
	埼玉	1,557	519	1,137	14	98	-84	482	1,053	1,075	31.0
	山梨	212	134	382	2	28	-26	125	356	87	59.0
東海北陸	東京	2,918	1,135	2,551	79	277	-198	1,074	2,353	1,844	36.8
	長野	875	529	1,052	19	116	-97	491	955	384	56.1
	静岡	1,262	805	1,651	32	201	-169	743	1,482	519	58.9
	愛知	1,783	401	841	18	120	-102	360	739	1,423	20.2
	岐阜	618	203	421	9	62	-53	182	368	436	29.4
近畿	三重	652	277	652	6	92	-86	245	566	407	37.6
	石川	471	366	845	14	97	-83	340	762	131	72.2
	富山	519	336	689	16	85	-69	314	620	205	60.5
	福井	388	203	489	5	49	-44	186	445	202	47.9
	大阪	1,742	442	1,176	15	134	-119	407	1,057	1,335	23.4
中国	京都	588	260	580	10	47	-37	252	543	336	42.9
	滋賀	300	175	399	6	39	-33	168	366	132	56.0
	奈良	258	75	173	2	47	-45	59	128	199	22.9
	和歌山	298	145	367	6	46	-40	127	327	171	42.6
	兵庫	840	408	1,006	16	131	-115	371	891	469	44.2
四国	岡山	619	232	627	11	97	-86	216	541	403	34.9
	広島	708	257	693	5	100	-95	225	598	483	31.8
	山口	432	184	468	6	40	-34	175	434	257	40.5
	島根	229	80	217	2	28	-26	72	191	157	31.4
	鳥取	201	124	273	3	26	-23	112	250	89	55.7
九州	香川	341	102	312	2	21	-19	99	293	242	29.0
	徳島	187	10	29	0	4	-4	9	25	178	4.8
	愛媛	535	118	299	3	39	-36	106	263	429	19.8
	高知	287	63	195	0	11	-11	62	184	225	21.6
九州	福岡	863	302	782	15	142	-127	268	655	595	31.1
	熊本	332	108	306	2	51	-49	93	257	239	28.0
	鹿児島	369	144	352	4	43	-39	135	313	234	36.6
	佐賀	371	165	411	14	33	-19	160	392	211	43.1
	長崎	426	128	353	5	55	-50	119	303	307	27.9
	大分	409	139	354	6	26	-20	132	334	277	32.3
九州	宮崎	404	142	327	7	26	-19	137	308	267	33.9
	沖縄	217	40	91	5	13	-8	35	83	182	16.1
小計		34,184	12,827	29,391	518	3,531	-3,013	11,805	26,378	22,379	34.5
直轄		-	21	52	4	15	-11	19	41	-	-
合計		34,184	12,848	29,443	522	3,546	-3,024	11,824	26,419	22,360	34.6

※県異動、D→Gグループ異動含む。

 <p>全国理容連合会 団体生命共済 推進担当</p>	<p>ごあいさつ</p> <p>日頃より、全理連の5共済をご愛顧いただき誠にありがとうございます。</p> <p>只今、共済加入促進運動を行っております。</p> <p>ぜひ、この機会に「団体生命共済」へのご加入を心よりお待ち申し上げます。</p> <p>なお、加入勧奨にあたりまして、引受保険会社がお伺いした際には、よろしく願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">全国理容連合会</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p>引受保険会社：ジブラルタ生命・太陽生命・ 明治安田生命・富国生命・第一生命・日本生命</p></div>
--	--

表面（イメージ）

裏面（イメージ）